

議案番号	件名	頁	摘要
136	豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	119	
137	豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	125	
138	豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	131	
139	豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	137	
140	豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	147	
141	豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	153	
142	豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	163	
143	豊岡市立竹野観光センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について	177	
144	豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	181	
145	豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	187	
146	豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	193	
147	豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について	199	
148	豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	205	
149	豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	211	
150	豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	217	
151	豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	223	
152	令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）	229	
153	令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	307	
154	令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）	323	
155	令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	339	
156	令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	355	
157	令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	371	
158	令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第4号）	391	
159	令和5年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）	405	
160	令和5年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	421	

議案番号	件 名	頁	摘 要
追加予定	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて		
〃	令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第8号）		

報告第16号

株式会社北前館第32期の決算及び第33期の事業計画に関する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

決算等の状況の報告

株式会社 北 前 館

株式会社北前館 第32期営業報告

1 事業の概要と成果

新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が回復しない中、ロシアによるウクライナ侵攻を主因とする世界情勢の激変で原油等が高騰したことにより電気料金が大幅に値上げされ、収益に大きな影響を受けました。

一方、7月、8月のトップシーズンに、お盆に台風の襲来がありましたが、全般的には天候に恵まれ、年間総売上額は前期対比で5.5%伸びました。

温泉部門は、「ポイントカード」や月3回に増やした「風呂の日」が好評で、コロナ対策として夏季の繁忙期にはサウナの使用を中止させていただきましたが、売上額は18,380千円、前期対比102.6%となりました。

特産品部門は、週2回の農産物販売が定着し、地元のお客様の利用が増えてきましたが、前期は多くの方にご利用いただいたプレミアム商品券のご利用が今期は無かったことから、売上額は8,033千円、前期対比95.8%となりました。

駐車場部門は、営業期間を海開きの日から8月の最終日曜日までとして運営しました。期間中は天候に恵まれ、売上額は9,774千円、前期対比102.8%となりました。

今期の総売上額は49,834千円、前期対比105.5%で、経常利益は1,352千円、税引き後の当期純利益は1,141千円となりました。

今後とも更なる経営改善及び利便性向上に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。第32期の営業報告とさせていただきます。

2 売上状況

(単位：千円)

部 門	温 泉	特産品店	業務受託	駐車場	ジ・カヌー	その他	合 計
売上高	18,380	8,033	11,105	9,774	1,009	1,533	49,834

3 営業成績及び財産状況の推移

(単位：千円、一株当たり当期利益のみ円)

区 分	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
	令和元年9月	令和2年9月	令和3年9月	令和4年9月	令和5年9月
売 上 高	53,215	44,320	40,370	47,253	49,834
経 常 利 益	4,792	301	△2,433	786	1,352
当 期 利 益	4,586	3,390	△2,642	575	1,141
一株当たり当期利益	9,172	6,780	△5,285	1,151	2,283
総 資 産	31,468	72,836	62,773	62,022	39,572
純 資 産	△21,532	△18,142	△20,784	△20,209	△19,067

4 会社概要

- (1) 商 号 株式会社北前館
- (2) 本 店 兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12
- (3) 成立年月日 平成 3 年 10 月 7 日
- (4) 事 業
- ア 温泉浴場施設の管理運営に関する事業
 - イ 特産品の開発及び加工並びに販売に関する事業
 - ウ 公共施設の維持管理に関する事業
 - エ 駐車場の管理運営に関する事業
 - オ 飲食物、日用品等の販売に関する事業
 - カ 温泉の配湯に関する事業
 - キ 公共的団体の事務局に関する事業
 - ク 山陰海岸ジオパークのガイドに関する事業
 - ケ 前各号に付帯又は関連する一切の事業
- (5) 発行株式
- ア 発行済株式の総数 500 株
 - イ 発行価格 1 株当たり 50,000 円
 - ウ 当期末株主数 129 人
- (6) 資本金の額 2,500 万円

5 社 員

(単位：人)

区 分	社 員	パート・アルバイト	合 計
前期末 令和4年9月30日	3	3	6
当期末 令和5年9月30日	3	3	6
増 減	0	0	0

6 取締役及び監査役

役 職 名	氏 名	備 考
代表取締役	太田垣 健 作	
取 締 役	宮 嶋 俊 夫	
取 締 役	岩 井 美 晴	
取 締 役	濱 松 淳	
取 締 役	藤 原 誠	
取 締 役	福 井 正 幸	
監 査 役	田 中 律 也	
監 査 役	石 田 敦 史	

決 算 報 告 書

第 32 期

自 令和 4年10月1日

至 令和 5年9月30日

株式会社 北前館
兵庫県豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

貸借対照表

株式会社 北前館

令和5年9月30日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
			円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(37,523,118)	流動負債	(11,655,961)
現金・預金	35,858,439	買掛金	115,829
売掛金	535,071	1年以内返済長期借入金	5,688,000
棚卸資産	1,122,062	未払金	3,469,380
前払費用	15,660	リース未払金	1,026,080
仮払金	22,183	未払法人税等	211,000
貸倒引当金	△30,297	未払消費税等	990,800
		預り金	154,872
固定資産	(2,049,489)	固定負債	(46,984,000)
有形固定資産	(2,036,489)	長期借入金	46,984,000
建物	609,227	負債の部計	58,639,961
構築物	20,919		
工具・器具・備品	258,645	(純資産の部)	
車両運搬具	1	株主資本	(△19,067,354)
一括償却資産	121,617	資本金	25,000,000
リース資産	1,026,080		
無形固定資産	(0)	利益剰余金	(△44,067,354)
		利益準備金	800,000
投資その他資産	(13,000)	その他利益剰余金	(△44,867,354)
出資金	13,000	繰越利益剰余金	△44,867,354
		(うち当期純利益)	(1,141,653)
		純資産の部計	△19,067,354
資産の部計	39,572,607	負債・純資産の部計	39,572,607

損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 4年10月1日

至 令和 5年9月30日

科 目	金 額	
【売 上 高】		円 49,834,111
温泉浴場売上高	18,379,530	
特産品店売上高	8,033,000	
受託料	11,105,200	
駐車場整理料	9,774,000	
ジオカヌー利用料	1,009,400	
その他	1,532,981	
【売 上 原 価】		5,417,573
期首棚卸高	422,152	
仕入高	5,449,640	
合 計	5,871,792	
期末棚卸高	454,219	
売 上 総 利 益		44,416,538
【販売費及び一般管理費】		42,804,624
営 業 利 益		1,611,914
【営業外収益】		1,267
受取利息	867	
受取配当金	400	
【営業外費用】		260,528
支払利息	260,528	
経 常 利 益		1,352,653
【特 別 利 益】		0
【特 別 損 失】		0
税引前当期純利益		1,352,653
法人税等充当額		211,000
当 期 純 利 益		1,141,653

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 4年10月1日
至 令和 5年9月30日

科 目	金 額	
		円
給与・手当	13,997,599	
広告宣伝費	291,314	
発送配達費	7,986	
役員報酬	840,000	
法定福利費	1,357,364	
福利厚生費	150,628	
減価償却費	665,380	
賃借料	411,376	
修繕費	443,034	
事務用消耗品費	107,219	
通信交通費	1,018,609	
水道光熱費	14,914,060	
租税公課	1,921,000	
会費負担金	498,910	
接待交際費	15,212	
保険料	487,128	
備品・消耗品費	1,508,240	
支払手数料	2,867,400	
車両関係費	132,200	
リース料	478,214	
貸倒償却費	27,297	
雑費	664,454	
合 計		42,804,624

棚卸資産の計算内訳

株式会社 北前館

令和 5年9月30日現在

科 目	金 額	
		円
商 品	454,219	
貯 蔵 品	667,843	
合 計		1,122,062

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4 年 10 月 1 日
至 令和 5 年 9 月 30 日
(単位：円)

株式会社 北前館

	株主資本						新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	他資本剰余金	利益準備金	他利益剰余金				
当期首残高	25,000,000			800,000	△46,009,007		△20,209,007	△20,209,007	
当期変動額									
剰余金の内訳科目間の振替									
剰余金の配当									
当期純利益					1,141,653		1,141,653	1,141,653	
当期変動額合計					1,141,653		1,141,653	1,141,653	
当期末残高	25,000,000			800,000	△44,867,354		△19,067,354	△19,067,354	

	利益剰余金の内訳					利益剰余金合計
	利益準備金	退職給付積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	800,000			△46,009,007	△45,209,007	△45,209,007
当期変動額						
剰余金の内訳科目間の振替						
剰余金の配当						
当期純利益				1,141,653	1,141,653	1,141,653
当期変動額合計				1,141,653	1,141,653	1,141,653
当期末残高	800,000			△44,867,354	△44,067,354	△44,067,354

個 別 注 記 表

株式会社 北前館

自 令和 4年10月1日
至 令和 5年9月30日

- 1 この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法を採用しています。
 - (2) 固定資産の減価償却方法
 - ア リース資産
定額法を採用しています。
 - イ 有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
なお、一括償却資産については、3年均等償却を採用しています。
 - ウ 無形固定資産
定額法又は旧定額法を採用しています。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ア 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込み額を計上しています。
 - (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。
- 3 貸借対照表等に関する注記
 - (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,868,367 円
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記
 - (1) 発行済株式総数 500 株
- 5 一株当たり情報に関する注記
 - (1) 一株当たり純資産額は、△38,134.70 円です。
 - (2) 一株当たり当期純利益は、2,283.30 円です。

監 査 報 告 書

1 監査対象期間（第32期）

自 令和4年10月1日

至 令和5年9月30日

2 監査概要

私たち監査役は、株式会社北前館の第32期の営業年度における経営状況について、令和5年10月16日代表取締役太田垣健作より提出された貸借対照表、損益計算書及び収支証拠書類、並びにこれらに付帯する関係補助簿について照合精査いたしました。なお、この度の監査において監査場所は株式会社北前館、監査立会人は、代表取締役太田垣健作でした。

3 監査結果

- (1) 会計全般にわたり、関係帳簿と照合精査した結果、会計帳簿の記載金額と一致し財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、株式会社北前館の会計状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 取締役の職務遂行に関する不正行為、又は定款に違反する事実はないと認めます。

4 監査意見

私たち監査役は、毎月の役員会に出席して取締役の経営検討執行状況を確認するほか、日頃より従業員の勤務状況等も注視してきました。

前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響と世界情勢の激変による原油高騰に伴う電気料金等の値上げにより、厳しい経営となりました。

温泉部門における夏季繁忙期でのサウナの休止や、入浴時間の短縮など、コロナ禍で制限される経営を余儀なくされましたが、ポイントカードや風呂の日の設定を増やすなど、販売にも工夫を施され、併せて夏季トップシーズンの好天にも恵まれ、多くの来館者で賑わうことに繋がりました。このような結果から、特産品部門の売上は前期を下回る結果でしたが、温泉、駐車場部門での売上が前期を上回る結果となり、総売上額は前期の105.5%に達するとともに、経常利益も前期と同様に黒字に転じたことは、会社として努力の賜物であると認識しています。

しかしながら、今後も世界的な物価高騰と景気の下振れにより、厳しい経営状況は続くものと考えられます。引き続き株主や地域の皆様の理解や協力を受けながら、北前館が竹野地域の交流人の核施設となるべく、取締役及び従業員全員が一丸となり、さらに努力されることを切に望みます。

令和5年10月16日

監査役 田 中 律 也

監査役 石 田 敦 史

株式会社 北 前 館
代表取締役 太田垣 健 作 殿

株式会社北前館第3期事業計画及び収支計画

1 事業計画

新型コロナウイルス感染症は未だ収束には至っていませんが、本年5月に感染症法上の分類がインフルエンザと同等の5類に分類されたことから、社会活動、経済活動の活性化が期待されます。引き続き感染症防止対策を徹底しながら、着実な収益向上を目指し、役員職員一丸となって各部門の事業を展開してまいります。

温泉部門は、引き続き水道光熱費等の経費削減を図りつつ、気持ちよく入浴していただけるよう設備の適切な維持管理に努めるとともに、好評いただいております「ポイントカード」や「風呂の日」は継続して実施してまいります。加えて、日頃のご愛顧に感謝するため入浴料を半額にする取組を期間を定めて実施します。

特産品部門は、週2回の農産物販売を継続実施してまいります。土産物などは取扱商品の見直しを図るとともに、お客様が買い物をしやすい環境を整え、市内で製造される商品を前面に出しながら売上額の増加に努めてまいります。

ジオカヌー部門は、安全基準を遵守するとともに、インストラクターのスキルアップを図り、安全に実施できるよう努めてまいります。また、総合予約サイトの活用を拡大し、城崎温泉や神鍋高原との連携を進め、利用者の増加を図ります。また、新たな事業としてマウンテンバイクの導入について、市及び関係機関と連携して研究してまいります。

レストラン部門は、市内で飲食業を開業したい方が試験営業できるような新たな活用を模索してまいります。

また、観光協会と協働で「誕生」の地名に纏わる物語を創作し、新たな地域資源として活用してまいります。更に、海まちマーケットとの連携を強化して、来館者の増加を目指してまいります。

訪日外国人等の新たなお客様の利便性向上を図るとともに、「かぜまちミュージアム」を有効活用して北前船文化の伝承やジオパークの普及を図り、竹野地域の魅力発信の中核施設としての機能を果してまいります。

今後とも、この北前館が竹野地域の交流人の核施設となるよう運営してまいりますので、株主の皆様を始め、地域の皆様に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予 定 損 益 計 算 書

株式会社 北前館

自 令和 5年10月1日

至 令和 6年9月30日

科 目	金 額	
(営業損益の部)		千円
【売 上 高】		55,000
温泉浴場売上高	21,000	
特産品店売上高	10,000	
受 託 料	10,000	
駐 車 場 整 理 料	8,500	
ジオカヌー利用料	2,800	
そ の 他	2,700	
【売 上 原 価】		6,500
期首棚卸高	454	
仕 入 高	6,546	
合 計	7,000	
期末棚卸高	500	
売 上 総 利 益		48,500
【販売費及び一般管理費】		43,800
営 業 利 益		4,700
(営業外損益の部)		
【営 業 外 収 益】		3
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	1	
雑 収 入	1	
【営 業 外 費 用】		703
支 払 利 息	703	
経 常 利 益		4,000

販売費及び一般管理費内訳書

株式会社 北前館

自 令和 5年10月1日

至 令和 6年9月30日

科 目	金 額	
		千円
給 与 ・ 手 当	15,052	
広 告 宣 伝 費	285	
発 送 配 達 費	30	
役 員 報 酬	840	
法 定 福 利 費	1,400	
福 利 厚 生 費	200	
減 価 償 却 費	452	
賃 借 料	415	
修 繕 費	600	
事 務 用 消 耗 品 費	150	
通 信 交 通 費	1,098	
水 道 光 熱 費	14,500	
租 税 公 課	2,000	
会 費 負 担 金	600	
接 待 交 際 費	100	
保 険 料	545	
備 品 ・ 消 耗 品 費	1,400	
支 払 手 数 料	2,670	
車 両 関 係 費	100	
リ ー ス 料	668	
雑 費	695	
合 計		43,800

第116号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

1 無償貸付する財産

- (1) 財産の種類 旧竹野南小学校の建物等
- (2) 所 在 豊岡市竹野町御又78番地
- (3) 建物の概要

No.	旧用途	構造	延床面積	建築年次
①	管理教室棟（ランチルーム棟含む）	鉄筋コンクリート造 3階建	2,186.65㎡	昭和62年
②	屋内運動場棟（クラブハウス含む）	鉄筋コンクリート造 2階建	996.00㎡	昭和62年
③	倉庫棟	鉄骨造 平屋建	52.71㎡	昭和62年
④	器具器材庫	鉄骨造 平屋建	19.87㎡	昭和63年
⑤	便所	木造 平屋建	6.60㎡	平成元年
⑥	プール付属棟	鉄筋コンクリート造 平屋建	104㎡	平成10年
計			3,365.83㎡	

(4) その他

プール、その他の旧竹野南小学校の施設に附属する設備及び物品

2 理由

上記の財産を無償で貸し付けることにより、旧竹野南小学校全体の有効活用を促進し、もって地域の活性化を図るため。

3 貸付期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで

4 契約の相手方

兵庫県豊岡市庄境995番地の1

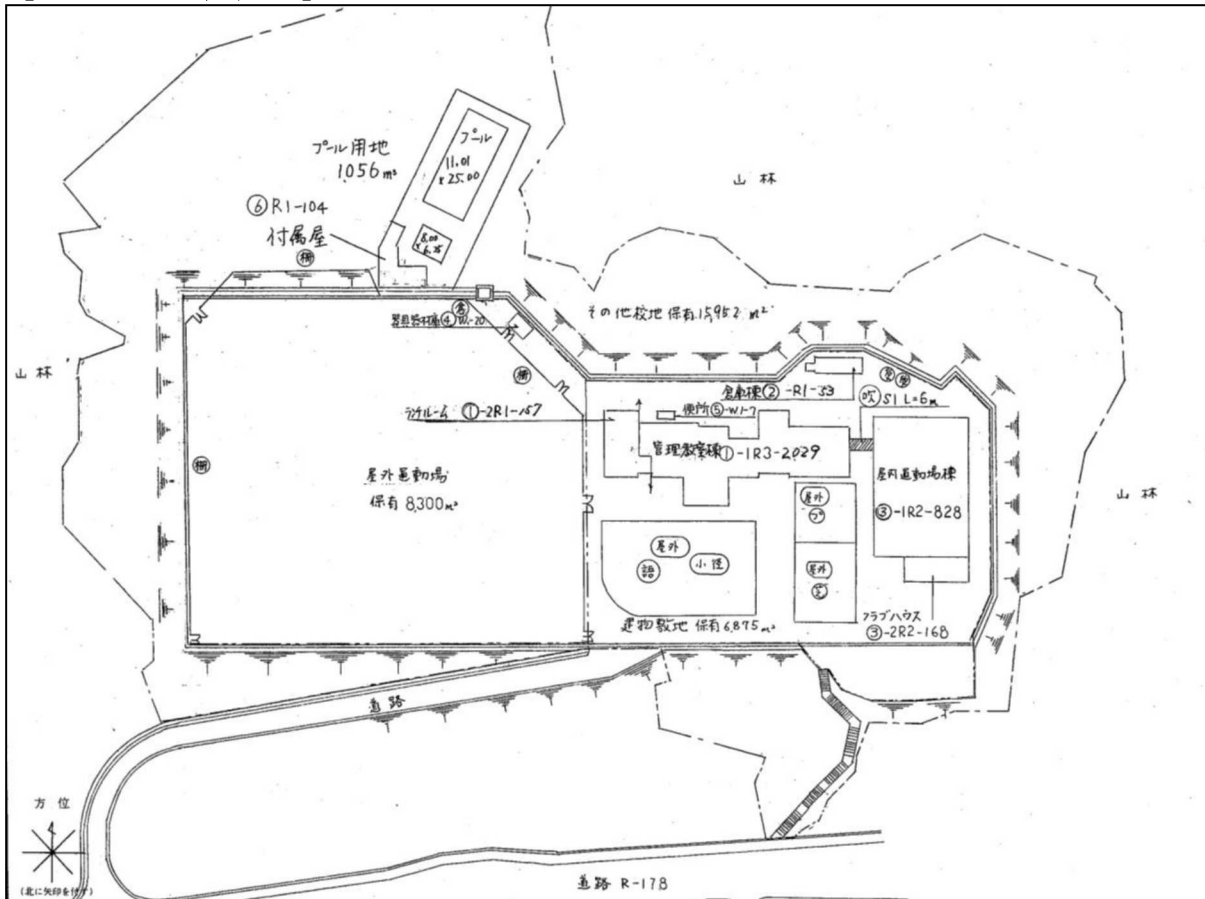
株式会社白バラドライ

代表取締役 前川 敬一

【位置図】



【対象建物等位置図】



第117号議案

豊岡市立総合体育館の指定管理者の指定について

豊岡市立総合体育館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立総合体育館 |
| 2 団体等の名称 | 豊岡スポーツ協会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立総合体育館

(2) 所在地

豊岡市大磯町1番75号

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工	昭和63年5月
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）
延床面積	3,864.6㎡ 1階 3,030.2㎡ 2階 834.4㎡ アリーナ面積 1,855.8㎡ バスケットボール2面、バレーボール4面、バドミントン12面、卓球（24台）
観客席	736席
諸室	会議室1、ミーティング室1、更衣室（シャワーあり）2 トイレ5（男女各2、ユニバーサル1）、救護室、事務室等
駐車場	周辺施設と共用

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

豊岡スポーツ協会

(2) 所在地

豊岡市大磯町1番75号

(3) 代表者の氏名



- (4) 設立年月日
昭和42年 1 月24日
- (5) 当該管理業務の担当
[REDACTED] (指定管理室長)
- (6) 職員・従業員数
8名
- (7) 主な事業又は活動
- ア 加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
 - イ スポーツ大会等体育振興に関すること
 - ウ スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
 - エ スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること
 - オ 各種スポーツ大会の実施
 - カ 各種スポーツイベントへの協力

第118号議案

豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立玄武洞スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立玄武洞スポーツ公園 |
| 2 団体等の名称 | 田鶴野地区振興協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立玄武洞スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市下鶴井950番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成30年7月

敷地面積 91,700㎡

主な施設 多目的グラウンド、多目的広場、管理棟、駐車場、駐輪場、環境保全エリア、トイレ棟等

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務

(2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務

(3) 利用料金の徴収等に関する業務

(4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言

(5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務

(6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

田鶴野地区振興協議会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

令和2年9月19日

(5) 職員・従業員数

3人

(6) 主な事業又は活動

豊岡市立玄武洞スポーツ公園の管理運営

第119号議案

豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B&G海洋センター
及び豊岡市立出石多目的屋内運動場の指定管理者の指定について

豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B&G海洋センター及び豊岡市立出石多目的屋内運動場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石総合スポーツセンター、豊岡市出石B&G海洋センター及び豊岡市立出石多目的屋内運動場 |
| 2 団体等の名称 | 全但バス株式会社 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 豊岡市立出石総合スポーツセンター

ア 名称

豊岡市立出石総合スポーツセンター

イ 所在地

豊岡市出石町福住1200番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和48年 7月

敷地面積 54,561㎡

主な施設 陸上競技場、野球場、テニスコート、建物、駐車場

(2) 豊岡市出石B&G海洋センター

ア 名称

豊岡市出石B&G海洋センター

イ 所在地

豊岡市出石町福住923番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

エ 施設概要

竣工 昭和57年 4月

構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）平屋建

主な施設 体育館、プール、駐車場

(3) 豊岡市立出石多目的屋内運動場

ア 名称

豊岡市立出石多目的屋内運動場

イ 所在地

豊岡市出石町福住1326番地

ウ 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かなまちづくりの形成に寄与するとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及を図る。

エ 施設概要

竣工 平成14年 6月

構造 鉄骨垂鉛瓦棒葺平屋建

敷地面積 4,900㎡
主な施設 多目的運動場、駐車場、公衆トイレ

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号及び豊岡市立健康増進施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 水泳教室及び体操教室の実施に関する業務
- (6) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (7) その他市が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名称
全但バス株式会社
- (2) 所在地
養父市八鹿町八鹿113番地の1
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 村上 宣人
- (4) 設立年月日
大正6年10月19日
- (5) 職員・従業員数
343人
- (6) 主な事業又は活動
 - ア 旅客自動車運送事業
 - イ 旅行業
 - ウ 損害保険代理店業
 - エ 各種運行管理受託業
 - オ 航空運送代理業
 - カ 施設受託運営
 - キ 不動産事業
 - ク 車両管理事業
 - ケ グループ会社にて タクシー事業、人材派遣業、受託運航業

第120号議案

豊岡市立市民体育館の指定管理者の指定期間変更について

令和3年12月27日に議決のあった第131号議案にかかる豊岡市立市民体育館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 豊岡市立市民体育館 |
| 2 | 指定管理者 | 豊岡スポーツ協会 |
| 3 | 指定の期間 | 変更前 平成29年4月1日から令和6年3月31日
変更後 平成29年4月1日から令和6年12月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立市民体育館

(2) 所在地

豊岡市立野町1番3号

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 昭和35年7月

構造 鉄筋コンクリート造及び鉄筋構造

延床面積 1,474.7㎡

アリーナ面積 766.8㎡ バスケットボール1面、バレーボール2面、
バドミントン4面、卓球12面

観客席 300席

更衣室 2

トイレ 2

駐車場 周辺施設と共用

2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

豊岡スポーツ協会

(2) 所在地

豊岡市大磯町1番75号

(3) 代表者の氏名



- (4) 設立年月日
昭和42年1月24日
- (5) 当該管理業務の担当
[REDACTED] (指定管理室長)
- (6) 職員・従業員数
8名
- (7) 主な事業又は活動
- ア 加盟団体の事業支援並びに連絡調整を図ること
 - イ スポーツ大会等体育振興に関すること
 - ウ スポーツ指導者の養成と競技力向上を図ること
 - エ スポーツ振興に関し、関係諸機関との連絡を図ること
 - オ 各種スポーツ大会の実施
 - カ 各種スポーツイベントへの協力

第121号議案

豊岡市立まちなか交流館の指定管理者の指定について

豊岡市立まちなか交流館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立まちなか交流館
- 2 団体等の名称 株式会社CYCLE
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立まちなか交流館

(2) 所在地

豊岡市中央町 11 番 22 号

(3) 設置目的

中心市街地において、歴史的な建物、伝統産業、菓祖伝説等のまちの記憶を題材とした賑わいと交流の拠点を創出し、地域経済の発展に寄与すること。

(4) 施設概要

敷地面積 820.0 m²

建物概要 鉄筋コンクリート造 鉄骨造

主な施設 交流スペース、宿泊スペース

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社CYCLE

(2) 所在地

豊岡市千代田町 8 番 27 号

(3) 代表者の氏名

代表取締役 中原 大輔

(4) 設立年月日

平成 31 年 2 月 4 日

(5) 職員・従業員数

3 人

(6) 主な事業又は活動

ア まちの資源を活かした再開発およびそれらの支援

イ 広告、宣伝に関する企画並びに制作、運営

ウ イベントの企画、制作、運営

エ 移住相談窓口、レンタルスペースの運営

オ 古民家を活用した宿泊施設の開発・運営

第122号議案

工事施行協定の締結について

市道福田宮井線（栃江橋）整備事業について、下記のとおり工事施行協定を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

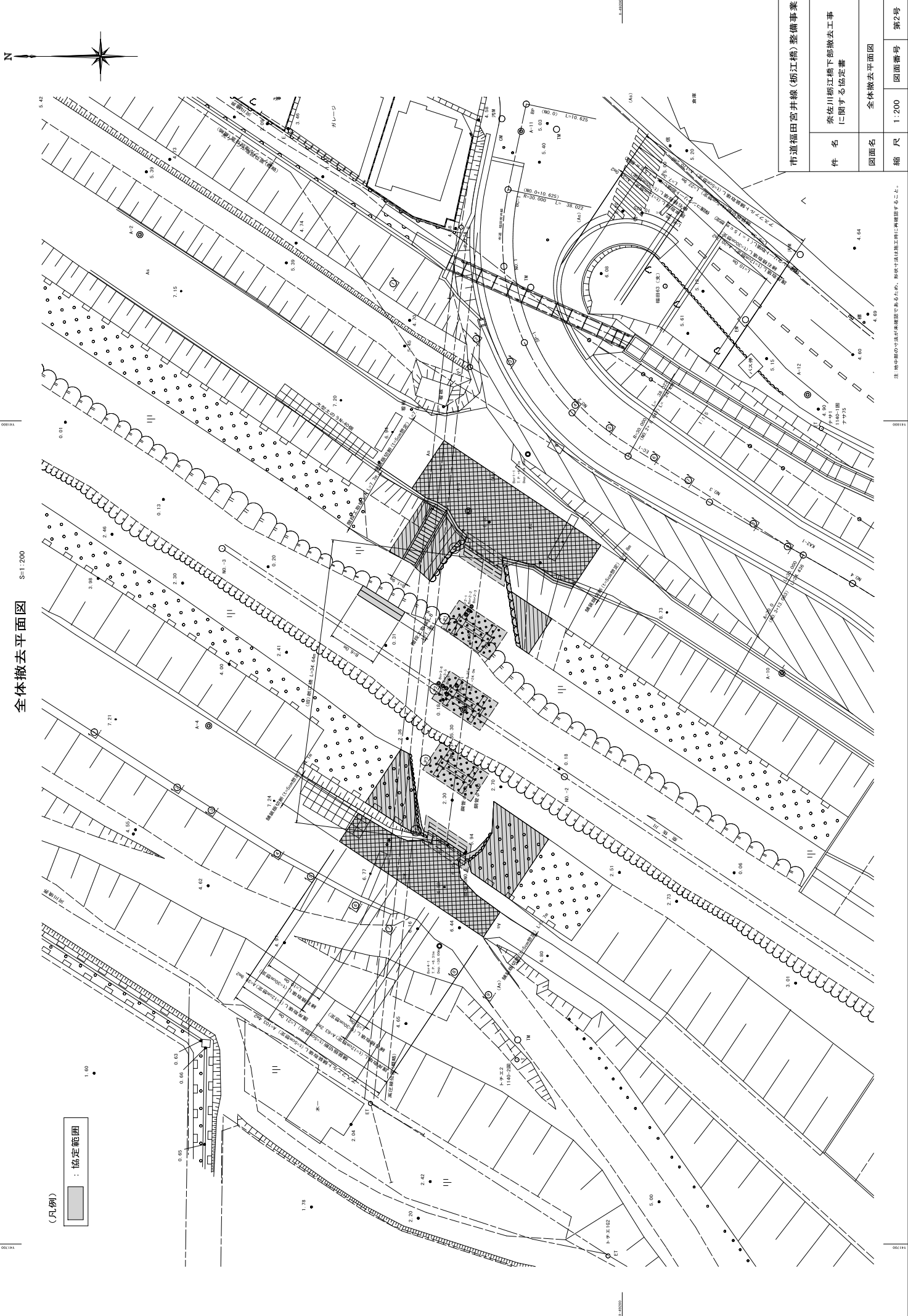
令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的 | 市道福田宮井線（栃江橋）整備事業に伴う工事施行協定 |
| 2 | 協定の金額 | 290,910,400円 |
| 3 | 協定の相手方 | 大阪府中央区大手前3丁目1番41号
国土交通省
近畿地方整備局長 見坂 茂範 |

（備考） 工期限 令和8年8月31日



全体撤去平面図 S-11/200

(凡例)

協定範囲

市道福田宮井線(新江橋)整備事業	
件名	奈良川新江橋下部撤去工事 に関する協定書
図面名	全体撤去平面図
縮尺	1:200
図面番号	第2号

注: 図中数字の寸法が概算であり、形状寸法は施工時に調整すること。

第123号議案

豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者の指定期間変更について

令和4年12月27日に議決のあった第110号議案にかかる豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | | |
|-----------|----------------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎温泉交流センター | |
| 2 団体等の名称 | 城崎町湯島財産区 | |
| 3 指定の期間 | 変更前 | 平成30年4月1日から令和7年3月31日 |
| | 変更後 | 平成30年4月1日から令和6年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎温泉交流センター

(2) 所在地

豊岡市城崎町今津 290 番地の 36

(3) 設置目的

市民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 平成 12 年 6 月

建物概要 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、日本瓦葺・地上 3 階、一部地上 1 階、地下 1 階 延床面積 1,684.02 m²

施設内容 交流センター、観光センター、研修室、大浴場、ジェットバス、バイブラバス、眺望露天風呂、打たせ湯、サウナ等
(イベント広場、足湯、池、滝)

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立城崎温泉交流センターの利用及びその制限に関する業務

(2) 豊岡市立城崎温泉交流センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

城崎町湯島財産区

(2) 所在地

豊岡市城崎町桃島 1057 番地の 1

(3) 代表者の氏名

管理者 豊岡市長 関貫 久仁郎

(4) 設立年月日

明治 28 年 3 月 15 日

(5) 職員数又は会員数 (構成団体)

区議会議員 10 名、職員、会計年度任用職員 18 名

(6) 主な事業又は活動

ア 城崎町湯島財産区が有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。

イ 平成 12 年 7 月から同センターの管理運営を受託している。

第124号議案

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定期間変更について

平成30年12月26日に議決のあった第110号議案にかかる豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館 | |
| 2 団体等の名称 | 一般社団法人 城崎温泉観光協会 | |
| 3 指定の期間 | 変更前 | 平成31年4月1日から令和6年3月31日 |
| | 変更後 | 平成31年4月1日から令和8年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎麦わら細工伝承館

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 376 番地の 1

(3) 設置目的

城崎温泉の伝統工芸である麦わら細工に関する市民の知識の向上に資するとともに、人と人とのふれあいによる交流を図り、もって麦わら細工産業と市の活性化に寄与する。

(4) 施設概要

竣工 平成 16 年 11 月

建物概要 木造 2 階建て、延床面積 91.72 m²

施設内容 展示室、倉庫、トイレ

2 管理業務の内容

(1) 麦わら細工に関する実物、文献、図書、図表、写真等の収集、保管及び展示に関する業務

(2) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の入館及び特別観覧並びにそれらの制限に関する業務

(3) 豊岡市立城崎麦わら細工伝承館の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

一般社団法人 城崎温泉観光協会

(2) 所在地

豊岡市城崎町湯島 78 番地

(3) 代表者の氏名

代表理事 高宮 浩之

(4) 設立年月日

令和 5 年 6 月 16 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

38 名（役員 34 名、職員 4 名）

(6) 主な事業又は活動

ア 諸官公庁、豊岡市商工会及び各加盟団体間の緊密な連絡のもとに共同して、観光事業活動の充実及び振興を図り、城崎地域の発展向上に寄与することを目

的としている。

イ 観光宣伝、観光客に対するサービス向上等についての諸策、自然環境の保護
保全及び城崎地域の浄化・美化活動等の事業を実施している。

ウ 平成 16 年 11 月から同館の管理運営を受託している。

第125号議案

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理者の指定について

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場 |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 湯のまち城崎 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和9年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市営城崎温泉駅前駐車場、豊岡市営城崎鴻の湯駐車場、豊岡市営城崎木屋町駐車場及び豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場

(2) 所在地

豊岡市城崎町今津 290 番地の 36、豊岡市城崎町湯島 608 番地の 1、豊岡市城崎町湯島 376 番地及び豊岡市城崎町湯島 100 番地の 5

(3) 設置目的

市民、観光客の利便性の向上及び城崎温泉街の交通環境の改善を図る。

(4) 施設概要

ア 豊岡市営城崎温泉駅前駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成 12 年 7 月 7 日

駐車区画 普通自動車 40 台

イ 豊岡市営城崎鴻の湯駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成 12 年 10 月 1 日

駐車区画 普通自動車 19 台

ウ 豊岡市営城崎木屋町駐車場

形 式 平面駐車場

供用開始 平成 15 年 7 月 1 日

駐車区画 普通自動車 33 台

エ 豊岡市立城崎温泉駅前駐輪場

形 式 平面駐輪場

供用開始 平成 12 年 7 月 7 日

駐輪区画 自転車、原動機付自転車、自動二輪車 区画なし

2 管理業務の内容

- (1) 駐車場及び駐輪場の利用及び制限に関する業務
- (2) 駐車場及び駐輪場の維持管理に関する業務
- (3) 駐車場の利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 湯のまち城崎

- (2) 所在地
豊岡市城崎町湯島 78 番地
- (3) 代表者の氏名
代表取締役社長 椿野 仁司
- (4) 設立年月日
平成 24 年 7 月 17 日
- (5) 職員数又は会員数（構成団体）
役員 9 名、専任職員 3 名
- (6) 主な事業又は活動
- ア 城崎地区の活性化のための戦略づくり・プランニング
 - イ 地区内施設のクレジットカード決済業務の代理契約事業
 - ウ 地区内公共公益施設の管理運営受託事業
 - エ 地区内施設の管理運営コスト削減のための一括契約事業
 - オ 地区内の広報 P R ・催事開催等による地区マーケティング事業
 - カ 地区内の魅力づくりのための商品開発、販売等による地区プロモーション事業
 - キ 地区内の魅力店舗・施設誘致の調査・店舗リーシングおよびリノベーション事業
 - ク その他、城崎地区内の活性化・まちづくりに関する事業

第126号議案

豊岡市立竹野川湊館の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野川湊館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野川湊館
- 2 団体等の名称 いろりの会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野川湊館

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 422 番地

(3) 設置目的

竹野川湊についての知識及び関心を深めるとともに、人と人との交流及び地域の文化の振興を図り、地域の賑わいを創出する拠点とする。

(4) 施設概要

竣工 平成 14 年 4 月

建物概要 木造 2 階建、延床面積 488.56 m²

主な施設 主屋、離れ、仲田光成記念館、川湊資料館

2 管理業務の内容

(1) 条例第 3 条第 1 項（同項第 4 号を除く。）に規定する事業に係る業務

(2) 施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

いろりの会

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 422 番地

(3) 代表者の氏名



(4) 設立年月日

平成 14 年 4 月 1 日

(5) 職員数又は従業員数

会員 23 名

(6) 主な事業又は活動

ア 地域住民のふれあいの場、語らいの場づくり

イ 郷土の歴史などの知識を深めるための活動

ウ 豊岡市立竹野川湊館の管理運営

第127号議案

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者の指定期間変更について

令和2年12月23日に議決のあった第151号議案にかかる豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場 |
| 2 団体等の名称 | アドバンス株式会社 |
| 3 指定の期間 | 変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日
変更後 令和3年4月1日から令和8年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場

(2) 所在地

豊岡市日高町羽尻1510番地

(3) 設置目的

地域資源を活用し、都市住民と地域住民との交流により農林業の活性化を図り、もって住民の福祉の向上に資する。

(4) 施設概要

竣工 平成10年7月

敷地面積 42,000㎡

建物概要	湯の原館	鉄骨造平家建（一部木造）	504.56㎡
	管理棟	木造平家建	150.00㎡
	サニタリー棟	木造平家建	116.90㎡×2棟
	5人用コテージ	木造2階建	52.41㎡×10棟、52.99㎡×2棟
	10人用コテージ	木造2階建	98.95㎡
	バーベキュー棟	木造平家建	55.77㎡
	ペレットボイラー室	鉄骨造平屋建	44.53㎡

主な施設 湯の原館（温泉、交流施設）、コテージ、区画サイト（50区画）、フリーサイト（18区画）、林間サイト（5区画）、イベント広場、遊具広場、親水広場

2 管理業務の内容

(1) オートキャンプ場の使用及びその制限に関する業務

(2) オートキャンプ場の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

アドバンス株式会社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野60番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 池田 俊介

(4) 設立年月日

平成26年2月28日

(5) 職員・従業員数

16名

(6) 主な事業又は活動

神鍋高原でのスキー場の運営、神鍋高原観光施設及び湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理受託 など

第128号議案

豊岡市立出石家老屋敷の指定管理者の指定について

豊岡市立出石家老屋敷の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石家老屋敷
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 但馬國出石観光協会
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石家老屋敷

(2) 所在地

豊岡市出石町内町 98 番地の 9 外

(3) 設置目的

郷土の歴史、民俗資料等の資料を収集、保管、展示し、地域住民の利用に供し、郷土の歴史について知識と関心を深めるとともに、文化の向上に資する。

(4) 施設概要

建築 明治元年

建物概要 木造 2 階建 敷地面積・延床面積 843.40 m²・389.57 m²

主な施設 主屋・長屋門・堀

2 管理業務の内容

(1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 家老屋敷の入館及びその制限に関する業務

(3) 家老屋敷の維持管理に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人但馬國出石観光協会

(2) 所在地

豊岡市出石町内町 104-7

(3) 代表者の氏名

理事長 徳網 靖

(4) 設立年月日

平成 17 年 6 月 2 日

(5) 職員数又は会員数

40 名（役員 37 名 職員 3 名）

(6) 主な事業又は活動

ア 経済活動の活性化を図る活動

イ まちづくりの推進を図る活動

ウ 文化・芸術またはスポーツ振興を図る活動

エ 環境の保全を図る活動

オ 社会教育の推進を図る活動 など

第129号議案

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者の指定について

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設 |
| 2 団体等の名称 | 坂野区 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立坂野地区農作業準備休憩施設

(2) 所在地

豊岡市但東町坂野 382 番地の 1

(3) 設置目的

地域農業の構造改善及び都市と農村の交流を図ることにより、農業及び農村の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 平成17年 7月

建物概要 木造平家 140.23 m²

主な施設 交流ホール、小会議室、調理室

2 管理業務の内容

(1) 農業経営体の育成及び農業経営の改善に関する業務

(2) 環境創造型農業の推進に関する業務

(3) 農作業等を通じた都市との交流の促進に関する業務

(4) 農村活性化の促進に関する業務

(5) 施設の使用及びその制限に関する業務

(6) 施設の維持管理に関する業務

(7) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

坂野区

(2) 所在地



(3) 代表者の氏名



(4) 職員数又は会員数

30 世帯

(5) 主な事業又は活動

坂野区の自治会運営全般

第130号議案

豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者の指定について

豊岡市立生涯学習サロンの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立生涯学習サロン |
| 2 団体等の名称 | 但馬高齢者生きがい創造協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立生涯学習サロン

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号及び千代田町109番3

(3) 設置目的

市民に生涯学習の機会及び交流の場を提供することにより、生涯学習を推進し、生涯学習の振興に寄与する。

(4) 施設概要

竣工 令和3年6月

構造 鉄筋コンクリート造（市内大手町・商業施設アイティ）

主な施設【アイティ4階】延床面積 294.58㎡

教室A、教室B、木彫室A、木彫室B、展示ギャラリー、
事務室、倉庫

【アイティ7階】延床面積 79.65㎡

陶芸室、陶芸用電気炉設置スペース

屋外交流広場 478.10㎡（市内千代田町）

2 管理業務の内容

(1) 生涯学習の推進に関する業務

(2) 生涯学習に係る情報の収集及び提供に関する業務

(3) 生涯学習を推進する人材の育成に関する業務

(4) 生涯学習サロンの使用及びその制限に関する業務

(5) 生涯学習サロンの維持管理に関する業務

(6) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

但馬高齢者生きがい創造協議会

(2) 所在地

豊岡市大手町4番5号

(3) 代表者の氏名

会長 関貫 久仁郎

(4) 設立年月日

昭和54年10月1日

(5) 職員数又は会員数

役員 7 名、事務局 2 名、学院生数 192 名（令和 5 年 4 月 1 日現在）

(6) 主な事業又は活動

ア 生涯学習サロンの管理運営

イ 生涯学習の機会の提供に関する事業

ウ 生きがい創造学院の管理運営 他

第131号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

デジタルトランスフォーメーション推進部を廃止し、新たに市長公室を設置するため。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「部」の右に「及び公室」を加え、同条中「次の部」の右に「及び公室」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長公室
- (2) 行政管理部

第2条の見出し中「部」の右に「及び公室」を加え、同条中「規定する部」の右に「及び公室」を加え、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長公室
 - ア 秘書に関する事項
 - イ 広報及び広聴に関する事項
 - ウ 市政の総合的企画及び調整に関する事項
 - エ 地方創生に関する事項
 - オ デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項
 - カ 行財政改革の推進に関する事項
 - キ 情報化の推進に関する事項
- (2) 行政管理部
 - ア 財政に関する事項
 - イ 公有財産に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。
別表第3のアの表7級の項中「部長」の右に「、公室長」を加える。
(豊岡市行財政改革委員会条例の一部改正)
- 3 豊岡市行財政改革委員会条例(平成17年豊岡市条例第232号)の一部を次のように改正する。
第8条中「デジタルトランスフォーメーション推進部」を「市長公室」に改める。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) デジタルトランスフォーメーション推進部を廃止し、新たに市長公室を設置すること。(第1条関係)
- (2) 市長公室の分掌事務を、秘書に関する事項、広報及び広聴に関する事項、市政の総合的企画及び調整に関する事項、地方創生に関する事項、デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項、行財政改革の推進に関する事項並びに情報化の推進に関する事項とし、行政管理部の分掌事務から秘書に関する事項並びに広報及び広聴に関する事項を削除すること。(第2条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市行財政改革委員会条例について、所要の規定の整理を行うこと。(附則第2項、第3項関係)

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(部_____の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部_____を設ける。</p> <p>(1) <u>行政管理部</u></p> <p>(2) <u>デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>(部_____の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部_____の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>行政管理部</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>ウ <u>財政に関する事項</u></p> <p>エ <u>公有財産に関する事項</u></p> <p>(2) <u>デジタルトランスフォーメーション推進部</u></p> <p>ア <u>市政の総合的企画及び調整に関する事項</u></p> <p>イ <u>地方創生に関する事項</u></p>	<p>(部及び公室の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び公室を設ける。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>(2) <u>行政管理部</u></p> <p>(3)～(11) 略</p> <p>(部及び公室の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部及び公室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>ウ <u>市政の総合的企画及び調整に関する事項</u></p> <p>エ <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>オ <u>デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項</u></p> <p>カ <u>行財政改革の推進に関する事項</u></p> <p>キ <u>情報化の推進に関する事項</u></p> <p>(2) <u>行政管理部</u></p> <p>ア <u>財政に関する事項</u></p> <p>イ <u>公有財産に関する事項</u></p>

<p>ウ <u>デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項</u> エ <u>情報化の推進に関する事項</u> オ <u>行財政改革の推進に関する事項</u> (3)～(11) 略</p>	<p>(3)～(11) 略</p>
---	-------------------

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）												
<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>ア 行政職給料表級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1906 485 2036">職務の級</th> <th data-bbox="437 1128 485 1906">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 1906 628 2036">1級 ～ 6級</td> <td data-bbox="485 1128 628 1906">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 1906 772 2036">7級</td> <td data-bbox="628 1128 772 1906">1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 医師職給料表級別標準職務表</p> <p>略</p>	職務の級	標準職務	1級 ～ 6級	略	7級	1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略	<p>別表第3（第5条関係）</p> <p>ア 行政職給料表級別標準職務表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 972 485 1102">職務の級</th> <th data-bbox="437 199 485 972">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 972 628 1102">1級 ～ 6級</td> <td data-bbox="485 199 628 972">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="628 972 772 1102">7級</td> <td data-bbox="628 199 772 972">1 技監、部長、<u>公室長</u>、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 医師職給料表級別標準職務表</p> <p>略</p>	職務の級	標準職務	1級 ～ 6級	略	7級	1 技監、部長、 <u>公室長</u> 、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略
職務の級	標準職務												
1級 ～ 6級	略												
7級	1 技監、部長、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略												
職務の級	標準職務												
1級 ～ 6級	略												
7級	1 技監、部長、 <u>公室長</u> 、振興局長若しくは部参事の職務又は規則で定める職務 2・3 略												

豊岡市行財政改革委員会条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、デジタルトランスフォーメーション推進部に おいて処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 委員会の庶務は、市長公室 において処理する。</p>

第132号議案

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊岡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項から第3項までを次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

第4条第4項中「市の執行機関は、前2項の規定により特定個人情報に係る個人番号の利用を行う場合」を「第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合」に、「みなすことができる」を「みなす」に改める。

別表第2の1 市長の部右欄中「法別表第2に規定する医療保険給付関係情報」を「医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和

33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第2に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に、「法別表第2に規定する地方税関係情報」を「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第2に規定する児童手当関係情報」を「児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に、「法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に改め、同表2 市長の部右欄中「法別表第2に規定する住民票関係情報」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、引用する当該法律の別表第2が削られたことに伴い、用語の定義等に係る所要の規定の整備を行うこと。(第2条、第4条、別表第2関係)

2 附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 別表第1の左欄に掲げる市の執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、<u>同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができ、当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</u></p> <p>2 市の執行機関は、当該執行機関が別表第1の下欄に掲げる事務又</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u></p> <p>(5) <u>情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u></p> <p>(6) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(7) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</u></p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、<u>同表の中欄に掲げる事務</u></p>

は住民基本台帳法による住民基本台帳事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルに記載又は記録された法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報と同表の第2欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができ。

3 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを同表の中欄に掲げる事務を処理するために効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用することができる。

4 市の執行機関は、前2項の規定により特定個人情報に係る個人番号の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことができる。

別表第2（第4条関係）

執行機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて実施する外に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定め	法別表第2に規定する医療保険給付関係情報
	るもの	

を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

3 市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす

別表第2（第4条関係）

執行機関	利用事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法に準じて実施する外に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定め	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に
	るもの	

		<p>_____（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報 _____（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>法別表第2に規定する生活保護関係情報 _____（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>法別表第2に規定する地方税関係情報 _____（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

		<p>による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け又は給付金に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 法別表第2に規定する児童手当関係情報 （以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報 （以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報 （以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 法別表第2に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報 （以下「中国残留邦人等支援給
--	--

	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給
--	--

		付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2 市長	豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例による放課後児童クラブに関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2に規定する住民票関係情報 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの
3 市長 ～ 5 市長	略	略

		付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
2 市長	豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例による放課後児童クラブに関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの
3 市長 ～ 5 市長	略	略

第133号議案

豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

増加する消防需要、働き方改革等に対応するため、消防職員の定数を増員し、消防体制の強化を図るとともに、職員数の今後の見込みを踏まえ、その他職員の定数を見直すため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例

豊岡市職員定数条例(平成17年豊岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「586人」を「550人」に改め、同項第5号中「259人」を「150人」に改め、同項第7号中「80人」を「40人」に改め、同項第8号中「131人」を「138人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

市長の事務部局の職員の定数を586人から550人に、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数を259人から150人に、企業職員の定数を80人から40人にそれぞれ減員し、消防職員の定数を131人から138人に増員すること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市職員定数条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>586人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び教育機関の職員 <u>259人</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 企業職員 <u>80人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>131人</u></p> <p>2 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>550人</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び教育機関の職員 <u>150人</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 企業職員 <u>40人</u></p> <p>(8) 消防職員 <u>138人</u></p> <p>2 略</p>

第134号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

小坂地区コミュニティセンターの休館日を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	
豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	

」

を

「

豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター	火曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
豊岡市立竹野地区コミュニティセンター	
豊岡市立国府地区コミュニティセンター	
豊岡市立八代地区コミュニティセンター	
豊岡市立日高地区コミュニティセンター	
豊岡市立三方地区コミュニティセンター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセンター	
豊岡市立西気地区コミュニティセンター	
豊岡市立弘道地区コミュニティセンター	
豊岡市立菅谷地区コミュニティセンター	
豊岡市立福住地区コミュニティセンター	
豊岡市立寺坂地区コミュニティセンター	

豊岡市立小坂地区コミュニティセンター	日曜日 12月29日から翌年の1月3日 日まで
--------------------	----------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

小坂地区コミュニティセンターの休館日を、火曜日から日曜日に変更すること。
(別表第2関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市地域コミュニティに関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第2（第9条関係）		別表第2（第9条関係）	
名称	休館日	名称	休館日
豊岡市立豊岡地区コミュニティセン ター ～ 豊岡市立竹野南地区コミュニティセ ンター	略	豊岡市立豊岡地区コミュニティセン ター ～ 豊岡市立竹野南地区コミュニティセ ンター	略
豊岡市立中竹野地区コミュニティセ ンター	12月29日から翌年の1月 3日まで	豊岡市立中竹野地区コミュニティセ ンター	12月29日から翌年の1月 3日まで
豊岡市立竹野地区コミュニティセン ター		豊岡市立竹野地区コミュニティセン ター	
豊岡市立国府地区コミュニティセン ター		豊岡市立国府地区コミュニティセン ター	
豊岡市立八代地区コミュニティセン ター		豊岡市立八代地区コミュニティセン ター	
豊岡市立日高地区コミュニティセン ター		豊岡市立日高地区コミュニティセン ター	
豊岡市立三方地区コミュニティセン ター		豊岡市立三方地区コミュニティセン ター	
豊岡市立清滝地区コミュニティセン ター		豊岡市立清滝地区コミュニティセン ター	
豊岡市立西気地区コミュニティセン ター		豊岡市立西気地区コミュニティセン ター	

ター	豊岡市立弘道地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立菅谷地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立福住地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立寺坂地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立小坂地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立小野地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立高橋地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立弘道地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立菅谷地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立福住地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立寺坂地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立小坂地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立小野地区コミュニティセン	ター
ター	豊岡市立高橋地区コミュニティセン	ター
		日曜日 12月29日から翌年の1月3日まで
		略
		略

第135号議案

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

児童福祉法の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例(平成19年豊岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同項第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同項第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第2項中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

児童福祉法の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事業) 第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 北但広域療育センター奈佐事業所は、児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに関する事業を行う。</p>	<p>(事業) 第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 北但広域療育センター奈佐事業所は、児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスに関する事業を行う。</p>

第136号議案

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

子ども・子育て会議の所掌事務に、こども基本法に規定する市町村こども計画の策定及び推進並びに同法に規定するこども施策の推進に関する重要事項を調査審議することを加えるため。

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

豊岡市子ども・子育て会議条例（平成25年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進並びに同法第2条第2項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議すること。

第3条第2項第2号及び第3号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

豊岡市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 子ども・子育て会議の所掌事務に、こども基本法に規定する市町村こども計画の策定及び推進並びに同法に規定するこども施策の推進に関する重要事項を調査審議することを加えること。(第2条関係)
- (2) 子ども・子育て会議の所掌事務の追加に伴い、こども施策に関する事業に従事する者及びこども施策に関し学識経験のある者を委員に任命できるようにすること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、令和6年1月1日から施行すること。

豊岡市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 会議は、<u>法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援</u>に関する事業に従事する者</p> <p>(3) <u>子ども・子育て支援</u>に関する学識経験のある者</p> <p>(4) 略</p>	<p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 会議は、<u>次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号に掲げる事務</u></p> <p>(2) <u>こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進並びに同法第2条第2項に規定するこども施策(以下「こども施策」という。)の推進に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>こども施策</u>に関する事業に従事する者</p> <p>(3) <u>こども施策</u>に関する学識経験のある者</p> <p>(4) 略</p>

第137号議案

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

こども広場の休場日及び開場時間を変更するとともに、使用における各時間帯の区切りを廃止するため。

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例（令和3年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「火曜日」を「木曜日」に改める。

第5条中「午前10時から午後5時30分まで」を「午前9時30分から午後5時まで」に改める。

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

2 子どもがこども広場を使用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

3 第1項に規定する子どもの付添人は、成年に達した者でなければならない。ただし、2人以上の保護者等が同伴する場合において、そのうち1人以上が成年に達した者であるときは、この限りでない。

別表備考1中「午前10時から午前11時30分まで、午後零時から午後1時30分まで、午後2時から午後3時30分まで又は午後4時から午後5時30分までの各時間帯を超えない」を「連続した90分（使用時間が90分に満たない場合は、当該使用時間）の」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) こども広場の休場日を火曜日から木曜日に変更すること。(第4条関係)
- (2) こども広場の開場時間を30分早め、午前9時30分から午後5時までとすること。(第5条関係)
- (3) こども広場を使用できる者の範囲について、2人以上の保護者等が同伴する場合において、そのうち1人以上が成年に達した者であれば、成年に達していない者も付添人としてこども広場を使用できることとすること。(第6条関係)
- (4) こども広場の使用区分について、1回の定義を連続した90分までの使用とし、時間帯の区切りを廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立こども広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(休場日)</p> <p>第4条 こども広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、<u>火曜日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日（別表において同じ。）に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 こども広場の開場時間は、<u>午前10時から午後5時30分まで</u>とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>(使用できる者の範囲)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>前項に規定する子どもの付添人は、成年に達した者でなければならぬ。</u></p> <p>3 <u>子どもがこども広場を使用するときは、保護者等が同伴しなければならぬ。</u></p> <p>別表（第4条、第12条、第21条関係）</p>	<p>(休場日)</p> <p>第4条 こども広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>木曜日</u>。ただし、<u>木曜日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日（別表において同じ。）に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(開場時間)</p> <p>第5条 こども広場の開場時間は、<u>午前9時30分から午後5時まで</u>とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</p> <p>(使用できる者の範囲)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>子どもがこども広場を使用するときは、保護者等が同伴しなければならぬ。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する子どもの付添人は、成年に達した者でなければならぬ。ただし、2人以上の保護者等が同伴する場合において、そのうち1人以上が成年に達した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p>別表（第4条、第12条、第21条関係）</p>

使用区分		使用料
個人使用	略	
団体使用	略	
備考		
1 「1回」とは、午前10時から午前11時30分まで、午後零時から午後1時30分まで、午後2時から午後3時30分まで又は午後4時から午後5時30分までの各時間帯を <u>超えない</u> 使用をいう。		
2・3		略

使用区分		使用料
個人使用	略	
団体使用	略	
備考		
1 「1回」とは、 <u>連続した90分（使用時間が90分に満たない場合は、当該使用時間）</u> の _____使用をいう。		
2・3		略

第138号議案

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市民交流広場の休場日を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例(令和3年豊岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「火曜日」を「木曜日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立市民交流広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

市民交流広場の休場日を、火曜日から木曜日に変更すること。(第4条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市市民交流広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(休場日)</p> <p>第4条 市民交流広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる</p> <p>(1) <u>火曜日</u>。ただし、<u>火曜日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(休場日)</p> <p>第4条 市民交流広場の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時の休場日を定めることができる</p> <p>(1) <u>木曜日</u>。ただし、<u>木曜日</u>が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。</p> <p>(2) 略</p>

第139号議案

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

総合体育館の大規模改修及び機能拡充並びに使用実態を踏まえ、同施設の使用区分、使用料の設定基準等を見直し、施設の利用者及び管理者にとっての合理化を図るなど持続可能な施設の管理及び活用を行うため。

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書中「特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる」を「別に納期を定めたときは、この限りでない」に改める。

第19条第2項中「別表第3の1の表から16の表まで」を「別表第3の1の表から17の表まで」に改める。

別表第3の1の表を次のように改める。

1 豊岡市立市民体育館

区分		使用料		
		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
占有 使用	体育、スポーツ又はレクリエーションに使用する場合	1,700円	3,000円	4,700円
個人 使用	一般及び高校生	400円	400円	500円
	中学生及び小学生	200円	200円	250円
附属設備		規則で定める額		
備考				
<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 前2号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>5 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じた</p>				

ときは、これを切り捨てる。

別表第3の16の表を別表第3の17の表とし、別表第3の2の表から別表第3の15の表までを1表ずつ繰り下げ、別表第3の1の表の次に次の1表を加える。

2 豊岡市立総合体育館

区分		使用料		
		午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで
競技場 (1時間につき)	全面	1,000円	1,200円	2,000円
	3 / 4面	750円	900円	1,500円
	半面	500円	600円	1,000円
	1 / 4面	250円	300円	500円
会議室 (1時間につき)		400円	400円	500円
ミーティング室 (1時間につき)		150円	150円	150円
附属設備		規則で定める額		
備考				
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額(附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。)の10倍に相当する額とする。				
2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。				
3 第1号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者(市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。)以外の者が使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。ただし、養父市、朝来市、香美町若しくは新温泉町の区域内に居住し、若しくは在学する中学生以下の者又はこれらの者のスポーツ若しくは文化活動(学校の部活動を含む。)を目的とした団体が使用する場合を除く。				
4 第4条の2ただし書の規定による開場時間の変更により、別表第2に規定する開場時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間につき、競技場にあつてはこの表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の3倍に相当する額、会議室及びミーティング室にあつては同表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の2倍に相当する額とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例別表第3の2の表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 使用料の徴収について、市長が別に納期を定めたときは、施設の使用を許可するときに一括して徴収することを要しないこととする。 (第10条関係)
- (2) 総合体育館について、使用区分を各時間帯から1時間単位に変更すること、競技場の4分の1面ごとの使用を可能にすること、使用料を現行の基準より引き下げて定めること等の施設の使用に係る見直しを行うこと。(別表第3関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例別表第3の2の表の規定は、令和6年4月1日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 第10条から第12条までの規定にかかわらず、別表第3の1の表から16の表までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる体育施設にあっては、当該施設の利用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3（第5条、第10条関係）</p> <p>1 豊岡市立市民体育館及び豊岡市立総合体育館</p> <table border="1" data-bbox="1228 1108 1372 2042"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後6時から</td> </tr> <tr> <td>午後零時まで</td> <td>午後5時まで</td> <td>午後5時まで</td> <td>午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料		午前9時から	午後1時から	午後1時から	午後6時から	午後零時まで	午後5時まで	午後5時まで	午後10時まで	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が別に納期を定めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 第10条から第12条までの規定にかかわらず、別表第3の1の表から17の表までに掲げる施設のうち前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる体育施設にあっては、当該施設の利用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第3（第5条、第10条関係）</p> <p>1 豊岡市立市民体育館</p> <table border="1" data-bbox="1228 185 1372 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後1時から</td> <td>午後6時から</td> </tr> <tr> <td>午後零時まで</td> <td>午後5時まで</td> <td>午後5時まで</td> <td>午後10時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料		午前9時から	午後1時から	午後1時から	午後6時から	午後零時まで	午後5時まで	午後5時まで	午後10時まで
区分		使用料																							
午前9時から	午後1時から	午後1時から	午後6時から																						
午後零時まで	午後5時まで	午後5時まで	午後10時まで																						
区分		使用料																							
午前9時から	午後1時から	午後1時から	午後6時から																						
午後零時まで	午後5時まで	午後5時まで	午後10時まで																						

市民体育館	占用	1,700円	3,000円	4,700円
	使用			
	使用			
	使用する場合			
総合体育館	個人使用	400円	400円	500円
	使用			
	使用	200円	200円	250円
	使用する場合			
競技場	個人使用	4,400円	7,600円	12,000円
	使用			
	使用	500円	500円	600円
	使用する場合			
会議室	個人使用	250円	250円	350円
	使用			
ミーティング室	個人使用	1,700円	2,200円	2,900円
	使用	600円	700円	800円
附属設備	規則で定める額			
備考	<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p>			

市民体育館	占用	1,700円	3,000円	4,700円
	使用			
	使用			
	使用する場合			
総合体育館	個人使用	400円	400円	500円
	使用			
	使用	200円	200円	250円
	使用する場合			
競技場	個人使用	4,400円	7,600円	12,000円
	使用			
	使用	500円	500円	600円
	使用する場合			
会議室	個人使用	250円	250円	350円
	使用			
ミーティング室	個人使用	1,700円	2,200円	2,900円
	使用	600円	700円	800円
附属設備	規則で定める額			
備考	<p>1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。</p> <p>2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 前2号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>4 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分</p>			

当する額とする。

3 前2号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定する額を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定する額とする。

4 総合体育館の競技場を占有使用する場合で、その半面を使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（前3号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の5割に相当する額とする。

5 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前各号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの使用料の額に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

6 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、この表に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割（第4号の使用の場合は2.5割）に相当する額を加算する。

7 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。

5 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 豊岡市立総合体育館

区分	使用料	
	午前9時から 午後零時まで	午後零時から 午後6時まで
		午後6時から 午後10時まで

競技場 (1時間につき)	全面	1,000円	1,200円	2,000円
	3 / 4面	750円	900円	1,500円
	半面	500円	600円	1,000円
	1 / 4面	250円	300円	500円
会議室 (1時間につき)		400円	400円	500円
ミーティング室 (1時間につき)		150円	150円	150円
附属設備	規則で定める額			

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。
- 3 第1号に該当する場合を除き、市内に居住し、在学し、又は勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合の使用料は、この表の規定により算出された額の2倍に相当する額とする。ただし、養父市、朝来市、香美町若しくは新温泉町の区域内に居住し、若しくは在学する中学生以下の者又はこれらの者のスポーツ若しくは文化活動（学校の部活動を含む。）を目的とした団体が使用する場合は除く。
- 4 第4条の2ただし書の規定による開場時間の変更により、別表第2に規定する開場時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間につき、競技場にあつてはこの表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の3倍に相当する額、会議室及びミーティング室にあつては同表に規定する午前9時から午後零時までの使用料の2倍に相当する額とする。

2 略
3 略
4 略
5 略
6 略
7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略

3 略
4 略
5 略
6 略
7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 略

第140号議案

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

竹野多目的研修施設、但東農産物加工施設及び但東地域特産物加工施設を廃止す
るため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

附則第4項及び第5項を削る。

別表第1 豊岡市立竹野多目的研修施設の項、豊岡市立但東農産物加工施設の項及び豊岡市立但東地域特産物加工施設の項を削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野多目的研修施設、但東農産物加工施設及び但東地域特産物加工施設を廃止すること。(第12条、附則第4項、第5項、別表第1、別表第3関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立農林産物加工研修施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（利用料金）</u></p> <p>第12条 別表第3に掲げる加工施設の指定管理者に当該加工施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。</p> <p>2 別表第3に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。</p> <p>4 指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。</p> <p>附 則 （指定管理者不在等期間の使用料）</p> <p>4 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第12条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。</p> <p>5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第12条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>第12条 削除</p> <p>附 則</p> <p>別表第1（第2条関係）</p>

名称	位置
豊岡市立竹野多目的研修施設	豊岡市竹野町轟 2 番地の 1
豊岡市立日高農林産物加工研修所	略
豊岡市立出石農産物加工場	略
豊岡市立但東農産物加工施設	豊岡市但東町佐田526番地
豊岡市立但東地域特産物加工施設	豊岡市但東町出合433番地

別表第 3 (第12条関係)

区分	利用料金の限度額	
豊岡市立竹野多目的研修研修室	1 時間につき110円	
施設	木工加工室	1 時間につき210円
	食品加工室	1 時間につき520円
豊岡市立但東地域特産物食品加工室加工施設	食品加工室	4 時間以内2,100円
		4 時間を超え 8 時間以内4,200円

備考 利用料金の限度額の計算において、1 時間未満のときは、これを 1 時間とし、1 時間を超える場合で 1 時間に満たない端数時間があるときは、これを 1 時間とする。

名称	位置
豊岡市立日高農林産物加工研修所	略
豊岡市立出石農産物加工場	略

第141号議案

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

奈佐森林公園を廃止するため。

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条の2から第11条までを削る。

第12条中「（豊岡市立奈佐森林公園にあつては、指定管理者。第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。）」を削り、同条第3号中「建物等」を「公園」に改め、同条を第4条とし、第13条を第5条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「建物等」を「公園」に改め、同条を第6条とし、第17条を第7条とする。

附則第3項を削る。

別表第1 豊岡市立奈佐森林公園の項を削り、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

奈佐森林公園を廃止するため、所要の規定の整備をすること。(第2条、第3条の2から第17条、附則第3項、別表第1、別表第2関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立森林公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条の2 豊岡市立奈佐森林公園の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) 公園の使用及びその制限に関する業務</p> <p>(3) 公園の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務</p> <p><u>(休園日)</u></p> <p>第3条の3 豊岡市立奈佐森林公園の休園日は、10月1日から翌年の3月31日までの間の日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p>第4条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p>

2 指定管理者は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公園の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園の使用が公園の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適當であると認めるとき。

2 指定管理者は、公園の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。

(3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。

(4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 第5条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 指定管理者は、公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けて使用する施設の使用につき、使用者から、別表第2に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 使用料で既に納めたものは、選付しない。ただし、第8条第2項の規定により指定管理者が公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を選付することができる。

(入場の制限等)

第12条 市長（豊岡市立奈佐森林公園にあっては、指定管理者。第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公園への入場を拒絶し、又は公園からの退場を命ずることができる。

- (1)・(2) 略
 - (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
 - (4) 略
- (行為の禁止)

第13条 略

(立入り等)

第14条 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、公園の使用を終了したとき、又は第4条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に

(入場の制限等)

第4条 市長

は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公園への入場を拒絶し、又は公園からの退場を命ずることができる。

- (1)・(2) 略
 - (3) 公園を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
 - (4) 略
- (行為の禁止)

第5条 略

必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第16条 建築物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第17条 略

附 則

(指定管理者不在等期間における公園の管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合は業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間における当該指定を取り消し、又は業務の停止を命じた公園に係る第3条の3第1項、第4条、第5条、第7条第1項、第8条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあり、第12条中「市長（豊岡市立奈佐森林公園にあつては、指定管理者。第14条並びに第15条第2項及び第3項において同じ。）」とあるのは、「市長」とする。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
豊岡市立奈佐森林公園	豊岡市目坂499番地
豊岡市立竹野南森林公園	略

(損害の賠償等)

第6条 公園を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第7条 略

附 則

別表 (第2条関係)

名称	位置
豊岡市立竹野南森林公園	略

別表第2（第4条、第9条関係）

豊岡市立奈佐森林公園

(1) キャンプ用施設

施設	使用区分	使用料
常設テントサイト	1基（1日当たり）	2,300円
持込テントサイト	1区画（1日当たり）	1,200円
炊事セット	1式（1日当たり）	1,100円
シャワー	1回	100円
備考	「1日」とは、午後1時から翌日の午後1時までをいう。	

(2) ふれあい館

施設	使用料			
	午前9時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後8時	午後8時から午前9時
ふれあい館	1,800円	2,800円	4,600円	5,800円
			1,200円	4,000円
			4,600円	4,000円

第142号議案

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

城崎温泉交流センターの管理方法の規定について、市又は指定管理者のいずれの管理も可能な規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第4条から第4条の3までを次のように改める。

（職員）

第4条 センターに、館長その他職員を置く。

（休館日）

第4条の2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を定めることができる。

（センターの使用時間）

第4条の3 センターの使用時間は、午前7時から午後11時まで（研修室にあっては、午前9時から午後9時まで）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

第5条第1項を次のように改める。

別表に掲げる施設又はイベント広場を使用しようとする者（イベント広場にあつては、市長が定める使用をしようとする者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

第5条第2項中「又は指定管理者（以下「市長等」という。）」を削り、「許可に」の右に「センターの」を加える。

第6条中「市長等」を「市長」に改める。

第7条中「許可施設」を「センター」に改める。

第8条第1項及び第9条中「許可施設」を「施設」に、「市長等」を「市長」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けてする別表に掲げる施設の使用につき、使用者から、同表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

第10条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第10条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条の3 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第9条第2項の規定により市長がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

第11条及び第13条中「市長等」を「市長」に改める。

第14条第1項中「許可施設」を「施設」に改め、同条第2項及び第3項中「市長等」を「市長」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) センターの使用及びその制限に関する業務
- (3) センターの維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第4条の2から第6条まで、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条の2及び第4条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第5条第1項中「市長の」とあるのは「指定管理者の」と、第5条第2項、第6条、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第10条から第10条の3までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を

指定管理者に収受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第3項から第5項までを削る。

別表中「第10条」を「第5条、第10条」に改め、同表の1の表中「利用料金の限度額」を「使用料」に、「1,000円」を「900円」に、「500円」を「450円」に改め、同表備考3を削り、別表の2の表中「利用料金の限度額」を「使用料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 城崎温泉交流センター（以下「センター」という。）に職員を置くこと。（第4条関係）
- (2) センターの休館日は、市長が特に必要があると認めるときに定めることができること。（第4条の2関係）
- (3) センターの管理等を指定管理者に行わせるとする規定を、市長が行う規定とするために必要な規定の整備を行うこと。（第4条の3、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第13条、第14条関係）
- (4) 市長は、施設の使用の許可を受けた使用者から、使用料を徴収すること。（第10条関係）
- (5) 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができること。（第10条の2関係）
- (6) 市長は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。（第10条の3関係）
- (7) 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者にセンターの管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。（第16条関係）
- (8) 指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。（第17条関係）
- (9) その他所要の規定の整理を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和6年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) この条例の施行前に改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。（附則第2項関係）

豊岡市立城崎温泉交流センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第4条 センターのうち浴場施設及び研修室（以下「指定管理施設」という。）の管理は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。</u></p> <p><u>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定管理施設の使用及びその制限に関する業務</u></p> <p><u>(2) 指定管理施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第4条の2 センターの休館日は、毎月第2及び第4木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日に該当するときを除く。）とする。ただし、指定管理施設にあつては指定管理者が、イベント広場にあつては市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、前項の規定により休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>（センターの使用時間）</u></p> <p><u>第4条の3 センター（イベント広場のうち市長が定める部分を除く。）を使用できる時間は、午前7時から午後11時まで（研修室は、午前9時から午後9時まで）とする。ただし、指定管理施設にあつては指定管理者が、イベント広場にあつては市長が特に必要があると認めると</u></p>	<p><u>（職員）</u></p> <p><u>第4条 センターに、館長その他職員を置く。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第4条の2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を定めることができる。</u></p> <p><u>（センターの使用時間）</u></p> <p><u>第4条の3 センターの使用時間は、午前7時から午後11時まで（研修室にあつては、午前9時から午後9時まで）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。</u></p>

きは、その時間を変更することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による使用時間の変更について準用する。

(使用の許可)

第5条 センターのうち研修室又はイベント広場（以下「許可施設」という。）を使用しようとする者（イベント広場にあつては、市長が定める使用をしようとする者に限る。）は、イベント広場にあつては市長の、研修室にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。

2 市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）は、前項の許可に_____管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長等は、センターの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により許可施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

(使用の許可)

第5条 別表に掲げる施設又はイベント広場を使用しようとする者（イベント広場にあつては、市長が定める使用をしようとする者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長_____は、前項の許可に_____管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長_____がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、センターの管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は許可施設の現状を変更しようとするときは、市長等の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に許可施設を使用したとき。

(3)～(5) 略

2 市長等は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(利用料金)

第10条 センターの指定管理者に、指定管理施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させる。

2 指定管理施設の利用者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、申請により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又

第8条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) 略

(2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。

(3)～(5) 略

2 市長は、センターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第10条 市長は、第5条第1項の許可を受けてする別表に掲げる施設の使用につき、使用者から、同表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条の3 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第9条第2項の規定により市長がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第13条 市長等は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、許可施設の使用を終了したとき、又は第5条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 市長等は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(使用料の減免)

第10条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条の3 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第9条第2項の規定により市長がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1)～(5) 略

(立入り等)

第13条 市長等は、センターの管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第5条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならぬ。

2 市長等は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長等の指示に従わないときは、市長等は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務

(2) センターの使用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第4条の2から第6条まで、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条の2及び第4条の3中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第5条第1項中「市長の」とあるのは「指定管理者の」と、第5条第2項、第6条、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第17条 前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者にセンターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第10条から第10条の3までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合には、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第18条 略

附 則

(委任)

第16条 略

附 則

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

3 市長が指定管理者の指定を取り消した場合は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時まで

の間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条の2第1項、第4条の3第1項、第5条、第6条、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、第4条の2第1項及び第4条の3第1項中「指定管理施設にあっては指定管理者が、イベント広場にあっては市長」とあり、第5条第1項中「イベント広場にあっては市長の、研修室にあっては指定管理者」とあり、同条第2項中「市長又は指定管理者（以下「市長等」という。）」とあり、第6条、第8条第1項、第9条、第11条、第13条並びに第14条第2項及び第3項中「市長等」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

4 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第10条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第10条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を選付することができる。

別表（第10条 関係）

1 浴場施設	区分	利用料金の限度額（1人1回）
	大人	1,000円
	子ども	500円

備考

1・2 略

別表（第5条、第10条関係）

1 浴場施設	区分	使用料（1人1回）
	大人	900円
	子ども	450円

備考

1・2 略

<p>3 広告物掲示版の利用料金は、市長が定める。</p>	<p>2 研修室</p>
<p>2 研修室</p>	<p>2 研修室</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p> <p>1 使用許可時間を延長して使用するときの<u>利用料金の限度額</u>は、当該延長した1時間につき、当該使用区分に係る<u>利用料金の限度額</u>の3割の額とする。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</p> <p>2 冷暖房を使用するときの<u>利用料金の限度額</u>は、当該使用区分に係る<u>利用料金の限度額</u>（延長して使用したときは、当該延長に係る分の<u>利用料金の限度額</u>を含む。）の5割の額を加算した額とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 使用許可時間を延長して使用するときの<u>使用料</u>は、当該延長した1時間につき、当該使用区分に係る<u>使用料</u>の3割の額とする。この場合において、当該延長した時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</p> <p>2 冷暖房を使用するときの<u>使用料</u>は、当該使用区分に係る<u>使用料</u>（延長して使用したときは、当該延長に係る分の<u>使用料</u>を含む。）の5割の額を加算した額とする。</p>

第143号議案

豊岡市立竹野観光センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市立竹野観光センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

竹野観光センターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立竹野観光センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立竹野観光センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第132号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第144号議案

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡市日高花の基地公園を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第147号)の一部を次のように改正する。

別表観光又は交流公園の部豊岡市日高花の基地公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

豊岡市日高花の基地公園を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	名称	位置	種類	名称	位置
開発又は自然公園	略	略	開発又は自然公園	略	略
観光又は交流公園	豊岡市城崎駅通り公園 ～ 豊岡市国府桜づつみ公園	略	観光又は交流公園	豊岡市城崎駅通り公園 ～ 豊岡市国府桜づつみ公園	略
	豊岡市日高花の基地公園	豊岡市日高町祢布801番地			
	豊岡市出石福住防災公園	略		豊岡市出石福住防災公園	略
道路又は河川公園	略	略	道路又は河川公園	略	略
農村公園	略	略	農村公園	略	略

第145号議案

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

出石歴史文化交流館を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第4項及び第5項を削る。

別表第1中4の項を削り、5の項を4の項とし、同表を別表とする。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

出石歴史文化交流館を廃止するため、所要の規定の整備をすること。(第2条、第8条、附則第4項、第5項、別表第1、別表第2関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立集会施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会施設の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(<u>利用料金</u>)</p> <p>第8条 <u>別表第2</u>の集会施設の指定管理者に、当該集会施設の使用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）を指定管理者の収入として収受させる。</p> <p>2 <u>別表第2</u>の集会施設の使用者は、<u>同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>(<u>指定管理者不在等期間の使用料</u>)</p> <p>4 市長は、<u>指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第8条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第8条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を選</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会施設の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>第8条 <u>削除</u></p> <p>附 則</p>

付することができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
1 略	略
2 略	略
3 豊岡市立出石歴史文化交流館	豊岡市出石町松枝159番地
4 略	略

別表 (第2条関係)

名称	位置
1 略	略
2 略	略
3 略	略
4 略	略

別表第2 (第8条関係)

名称	利用料金の限度額	
	4時間未満	4時間以上8時間未満
豊岡市立楽々浦交流館	2,000円	4,000円
豊岡市立出石歴史文化交流館	2,000円	4,000円

第146号議案

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

出石家老屋敷の休館日を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立出石家老屋敷の項中「12月31日から翌年の1月1日まで」を「水曜日及び12月28日から翌年の1月4日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の内容

出石家老屋敷の休館日について、12月31日から翌年の1月1日までを水曜日及
び12月28日から翌年の1月4日までに変更すること。(別表第1関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立歴史資料館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第4条の3関係）		別表第1（第4条の3関係）	
名称	休館日	名称	休館日
豊岡市立出石史料館	略	豊岡市立出石史料館	略
豊岡市立出石明治館	略	豊岡市立出石明治館	略
豊岡市立出石家老屋敷	12月31日から翌年の1月1日まで	豊岡市立出石家老屋敷	水曜日及び12月28日から翌年の1月4日まで
豊岡市立出石加藤弘之生家	略	豊岡市立出石加藤弘之生家	略

第147号議案

豊岡市給水条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

水道法の改正に伴い、引用する省令の名称を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市給水条例の一部を改正する条例

豊岡市給水条例（平成17年豊岡市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第39条第2項及び第45条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市給水条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

水道法の改正に伴い、引用する省令の名称を厚生労働省令から国土交通省令に改めること。(第5条、第39条、第45条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市給水条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去しようとする者は、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）し、又は撤去した者</p>

(2)~(4) 略

(2)~(4) 略

第148号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方自治法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公営企業の設置等に関する条例（平成17年豊岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方自治法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。(第6条関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） 第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

第149号議案

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
制定について

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

福住小学校及び寺坂小学校を統合し、福住小学校とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表豊岡市立寺坂小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

寺坂小学校を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立小学校及び中学校の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校		1 小学校	
豊岡市立豊岡小学校	位置	豊岡市立豊岡小学校	位置
～	略	～	略
豊岡市立福住小学校		豊岡市立福住小学校	
豊岡市立寺坂小学校	豊岡市出石町日野辺1番地の1		
豊岡市立小坂小学校	略	豊岡市立小坂小学校	略
～		～	
豊岡市立資母小学校		豊岡市立資母小学校	
2 中学校		2 中学校	
略		略	

第150号議案

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

日高幼稚園及び寺坂幼稚園を閉園するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表豊岡市立日高幼稚園の項及び豊岡市立寺坂幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

日高幼稚園及び寺坂幼稚園を閉園すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡幼稚園	略	豊岡市立豊岡幼稚園	略
豊岡市立五荘奈佐幼稚園	略	豊岡市立五荘奈佐幼稚園	略
豊岡市立日高幼稚園	豊岡市日高町岩中46番地の1	豊岡市立出石幼稚園	略
豊岡市立出石幼稚園	略	豊岡市立福住幼稚園	略
豊岡市立寺坂幼稚園	豊岡市出石町日野辺1番地の1		

第151号議案

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

日高幼稚園の閉園並びに福住小学校及び寺坂小学校の統合に伴い、日高第2放課
後児童クラブ及び寺坂放課後児童クラブを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第1 豊岡市立日高放課後児童クラブの項中「豊岡市日高町岩中22番地」を「豊岡市日高町岩中46番地の1」に改め、同表豊岡市立日高第2放課後児童クラブの項及び豊岡市立寺坂放課後児童クラブの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

日高放課後児童クラブの位置を変更し、日高第2放課後児童クラブ及び寺坂放課後児童クラブを廃止すること。(別表第1関係)

2 附則

この条例は、令和6年4月1日から施行すること。

豊岡市立放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）	名称	位置
豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～	略	豊岡市立豊岡放課後児童クラブ ～	略
豊岡市立八代放課後児童クラブ	豊岡市立八代放課後児童クラブ	豊岡市立八代放課後児童クラブ	豊岡市立八代放課後児童クラブ
豊岡市立日高放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中22番地	豊岡市立日高放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中46番地の1
豊岡市立日高第2放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中46番地の1	豊岡市立日高放課後児童クラブ	豊岡市日高町岩中46番地の1
豊岡市立三方放課後児童クラブ ～	略	豊岡市立三方放課後児童クラブ ～	略
豊岡市立福住放課後児童クラブ	豊岡市立福住放課後児童クラブ	豊岡市立福住放課後児童クラブ	豊岡市立福住放課後児童クラブ
豊岡市立寺坂放課後児童クラブ	豊岡市出石町日野辺1番地の1	豊岡市立寺坂放課後児童クラブ	豊岡市立寺坂放課後児童クラブ
豊岡市立小坂放課後児童クラブ ～	略	豊岡市立小坂放課後児童クラブ ～	略
豊岡市立資母放課後児童クラブ	豊岡市立資母放課後児童クラブ	豊岡市立資母放課後児童クラブ	豊岡市立資母放課後児童クラブ

第152号議案

令和5年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度豊岡市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ524,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,791,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		9,711,037	123,000	9,834,037
	1. 市 民 税	3,896,500	80,000	3,976,500
	2. 固 定 資 産 税	4,863,437	27,000	4,890,437
	3. 軽 自 動 車 税	333,000	3,000	336,000
	7. 入 湯 税	77,000	13,000	90,000
12. 地 方 交 付 税		16,988,055	359,104	17,347,159
	1. 地 方 交 付 税	16,988,055	359,104	17,347,159
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		189,225	45	189,270
	1. 分 担 金	6,918	840	7,758
	2. 負 担 金	182,307	△795	181,512
16. 国 庫 支 出 金		5,660,214	20,047	5,680,261
	1. 国 庫 負 担 金	2,918,637	1,769	2,920,406
	2. 国 庫 補 助 金	2,700,721	18,278	2,718,999
17. 県 支 出 金		3,421,649	269,599	3,691,248
	1. 県 負 担 金	1,743,411	817	1,744,228
	2. 県 補 助 金	1,405,493	268,639	1,674,132
	3. 委 託 金	272,745	143	272,888
19. 寄 附 金		1,138,720	2,673	1,141,393
	1. 寄 附 金	1,138,720	2,673	1,141,393
20. 繰 入 金		2,741,152	△484,540	2,256,612
	2. 基 金 繰 入 金	2,567,530	△484,540	2,082,990
21. 繰 越 金		628,041	194,810	822,851
	1. 繰 越 金	628,041	194,810	822,851
22. 諸 収 入		1,471,219	55,185	1,526,404
	5. 雑 入	894,512	55,185	949,697
23. 市 債		3,717,000	△15,300	3,701,700
	1. 市 債	3,717,000	△15,300	3,701,700
歳 入 合 計		49,266,805	524,623	49,791,428

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		7,555,078	54,819	7,609,897
	1. 総 務 管 理 費	6,858,515	14,281	6,872,796
	2. 徴 税 費	403,577	5,687	409,264
	3. 戸籍住民基本台帳費	217,176	34,838	252,014
	5. 統 計 調 査 費	5,673	13	5,686
3. 民 生 費		14,586,969	258,968	14,845,937
	1. 社 会 福 祉 費	4,515,269	27,932	4,543,201
	2. 老 人 福 祉 費	3,583,180	290,492	3,873,672
	3. 児 童 福 祉 費	5,514,168	△59,456	5,454,712
4. 衛 生 費		4,811,224	△35,759	4,775,465
	1. 保 健 衛 生 費	4,305,936	△16,888	4,289,048
	2. 清 掃 費	505,288	△18,871	486,417
6. 農 林 水 産 業 費		1,943,231	△67,612	1,875,619
	1. 農 業 費	1,544,885	△29,928	1,514,957
	2. 林 業 費	370,270	△38,209	332,061
	3. 水 産 業 費	28,076	525	28,601
7. 商 工 費		1,228,293	△41,717	1,186,576
	1. 商 工 費	1,228,293	△41,717	1,186,576
8. 土 木 費		5,130,129	412,243	5,542,372
	1. 土 木 管 理 費	404,732	18,361	423,093
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,699,669	347,872	2,047,541
	5. 都 市 計 画 費	2,723,523	45,993	2,769,516
	6. 住 宅 費	216,663	17	216,680
9. 消 防 費		1,601,657	△5,297	1,596,360
	1. 消 防 費	1,601,657	△5,297	1,596,360
10. 教 育 費		5,650,824	△36,914	5,613,910
	1. 教 育 総 務 費	781,683	△9,640	772,043
	2. 小 学 校 費	670,789	△12,352	658,437

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3. 中 学 校 費	624,882	△9,771	615,111
	4. 幼 稚 園 費	270,822	△1,744	269,078
	5. 社 会 教 育 費	1,898,005	△2,710	1,895,295
	6. 保 健 体 育 費	1,404,643	△697	1,403,946
12. 公 債 費		6,100,405	△14,108	6,086,297
	1. 公 債 費	6,100,405	△14,108	6,086,297
歳 出	合 計	49,266,805	524,623	49,791,428

第 2 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電システム設置費補助金	令和6年度	4,980
農 業 用 施 設 管 理 事 業	令和6年度	20,000
道 路 維 持 事 業	令和6年度	12,500
公 園 施 設 整 備 事 業	令和6年度	6,000
住 宅 管 理 事 業	令和6年度	11,780
竹野南地区新交通モード 実証運行業務	令和6年度	6,832
指定ごみ袋等作製業務	令和6年度	67,966
子どもたちが豊岡で世界と出会う 音楽祭開催事業	令和6年度	10,000
文化芸術創造交流事業	令和6年度	277
こども計画策定業務	令和6年度	10,785
西保育園空調設備更新	令和6年度	38,332
すこやか市民健診業務	令和6年度	127,312
豊岡最終処分場運転維持管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	43,529
豊岡第2清掃センター 運転維持管理業務	令和6年度から 令和8年度まで	12,750
高齢者等農作業生きがい 対策事業費補助金	令和6年度	2,100
ニホンザル被害防除 対策事業費補助金	令和6年度	200
産業用地整備事業	令和6年度	27,000
栃江橋整備事業	令和6年度から 令和8年度まで	290,912
通学バス運行管理業務	令和6年度	1,698
五荘小学校外プール修繕	令和6年度	1,733
三江小学校外 空調設備移設事業	令和6年度	1,808
市民会館等自主事業	令和6年度	17,332

事 項	期 間	限 度 額
豊岡市民プラザ指定管理料	令和6年度から 令和7年度まで	1,280
市民交流広場及びこども広場 指 定 管 理 料	令和6年度から 令和8年度まで	66,738
生涯学習サロン指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	10,455
豊岡市民体育館指定管理料	令和6年度	2,336
玄武洞スポーツ公園指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	34,850
計		831,485

廃 止 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
第3期子ども・子育て支援 事業計画策定業務	令和6年度	2,000
計		2,000

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
竹野川湊館指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	同左	17,340	16,290
出石家老屋敷指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	同左	6,000	4,670
出石海洋センター 指 定 管 理 料	令和6年度から 令和10年度まで	同左	128,380	126,935
豊岡総合体育館 指 定 管 理 料	令和6年度から 令和8年度まで	同左	32,094	30,402
出石総合スポーツセンター 野球場指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	同左	29,300	28,210
計			213,114	206,507

第 3 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都市計画施設整備事業費 〔 アイ テ ィ 〕	27,900 〔27,900〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	27,900			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
城崎国際アートセンター整備事業費	900	38,100
児童福祉施設整備事業費 〔 (仮称) 蓼川こども園 〕	122,400 〔 104,600 〕	100,700 〔 82,900 〕
水道施設整備事業費 〔 一般会計出資費 〕	130,400 〔 130,400 〕	114,900 〔 114,900 〕
土地改良事業費 〔 田鶴野地区 〕	105,100 〔 500 〕	105,700 〔 1,100 〕
治山事業費 〔 林地崩壊対策事業 〕	191,600 〔 191,600 〕	158,800 〔 158,800 〕
水産業施設整備事業費	500	1,000
急傾斜地崩壊対策事業費	14,900	32,100
消防防災施設整備事業費 〔 消 火 栓 〕	148,500 〔 17,000 〕	143,500 〔 12,000 〕
公立小学校整備事業費 〔 竹野小学校 〕	62,000 〔 38,200 〕	48,800 〔 25,000 〕
公立中学校整備事業費 〔 竹野中学校 〕	275,100 〔 33,700 〕	264,400 〔 23,000 〕
過疎対策事業債(過疎地域持続 的発展特別事業分)	119,900	120,100
計	3,717,000	3,673,800

令和 5 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 7 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,711,037	123,000	9,834,037
12. 地 方 交 付 税	16,988,055	359,104	17,347,159
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	189,225	45	189,270
16. 国 庫 支 出 金	5,660,214	20,047	5,680,261
17. 県 支 出 金	3,421,649	269,599	3,691,248
19. 寄 附 金	1,138,720	2,673	1,141,393
20. 繰 入 金	2,741,152	△484,540	2,256,612
21. 繰 越 金	628,041	194,810	822,851
22. 諸 収 入	1,471,219	55,185	1,526,404
23. 市 債	3,717,000	△15,300	3,701,700
歳 入 合 計	49,266,805	524,623	49,791,428

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	7,555,078	54,819	7,609,897
3. 民生費	14,586,969	258,968	14,845,937
4. 衛生費	4,811,224	△35,759	4,775,465
6. 農林水産業費	1,943,231	△67,612	1,875,619
7. 商工費	1,228,293	△41,717	1,186,576
8. 土木費	5,130,129	412,243	5,542,372
9. 消防費	1,601,657	△5,297	1,596,360
10. 教育費	5,650,824	△36,914	5,613,910
12. 公債費	6,100,405	△14,108	6,086,297
歳出合計	49,266,805	524,623	49,791,428

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
18,938	37,200	△15,778	14,459
311,422	△21,700	65,962	△96,716
2,357	△15,500	△3,930	△18,686
△28,400	△31,700	2,875	△10,387
	200		△41,917
△14,671	45,100	2,445	379,369
	△5,000		△297
	△23,900	1,100	△14,114
			△14,108
289,646	△15,300	52,674	197,603

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,327,000	80,000	3,407,000
計	3,896,500	80,000	3,976,500

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,843,000	27,000	4,870,000
計	4,863,437	27,000	4,890,437

(款) 1. 市税

(項) 3. 軽自動車税

目	補正前の額	補正額	計
2. 種別割	307,000	3,000	310,000
計	333,000	3,000	336,000

(款) 1. 市税

(項) 7. 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
1. 入湯税	77,000	13,000	90,000
計	77,000	13,000	90,000

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	16,988,055	359,104	17,347,159
計	16,988,055	359,104	17,347,159

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	80,000	現年課税分 80,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	27,000	現年課税分 27,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	3,000	現年課税分 3,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	13,000	現年課税分 13,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	359,104	特別交付税 359,104

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	2,726	△398	2,328
4. 土木費分担金	1,870	1,238	3,108
計	6,918	840	7,758

(款) 14. 分担金及び負担金

(項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	179,997	△795	179,202
計	182,307	△795	181,512

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,776,398	284	2,776,682
4. 衛生費国庫負担金	46,012	1,485	47,497
計	2,918,637	1,769	2,920,406

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	57,287	18,925	76,212
2. 民生費国庫補助金	1,478,062	14,024	1,492,086
6. 土木費国庫補助金	400,035	△14,671	385,364
計	2,700,721	18,278	2,718,999

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
2.	林業費分担金	△398	治山事業費分担金	△398
1.	土木管理費分担金	1,238	急傾斜地崩壊対策事業費分担金	1,238

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
2.	老人福祉費負担金	△795	老人福祉法第28条収入	△795

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	社会福祉費負担金	284	特別障害者手当等給付費負担金	284
1.	保健衛生費負担金	1,485	養育医療事業費負担金	1,485

(単位 千円)

節		金額	説明	金額
区分				
1.	総務管理費補助金	18,925	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	18,925
1.	社会福祉費補助金	1,301	障害者総合支援事業費補助金	1,301
3.	児童福祉費補助金	12,723	病児・病後児保育事業費補助金 就学前教育・保育施設整備交付金	335 12,388
1.	道路橋りょう費補助金	△14,671	防災・安全交付金 雪害対策事業費	△14,671 △14,671

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,740,653	75	1,740,728
3. 衛生費県負担金	800	742	1,542
計	1,743,411	817	1,744,228

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県補助金	508,655	297,039	805,694
5. 農林水産業費県補助金	770,271	△28,400	741,871
計	1,405,493	268,639	1,674,132

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	154,419	13	154,432
3. 衛生費委託金	6,931	130	7,061
計	272,745	143	272,888

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	75	自立支援医療費負担金	75
1. 保健衛生費負担金	742	養育医療事業費負担金	742

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費補助金	4,684	乳幼児等医療費助成事業費補助金 医療費 こども医療費助成事業費補助金 入院医療費 通院医療費	3,875 3,875 809 147 662
2. 老人福祉費補助金	292,020	地域介護拠点整備費補助金	292,020
3. 児童福祉費補助金	335	病児・病後児保育事業費補助金	335
1. 農業費補助金	△21,851	多面的機能支払交付金 地籍調査事業費補助金 環境保全型農業直接支払推進交付金 機構集積協力金 農業生産コスト低減緊急対策事業費補助金	△30,000 △9,000 879 21,106 △4,836
2. 林業費補助金	△6,549	治山事業費補助金	△6,549

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
5. 統計調査費委託金	13	住宅・土地統計調査事務委託金	13
1. 保健衛生費委託金	130	大気汚染常時監視網管理委託金	130

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	2,720	423	3,143
3. 民生費寄附金	0	1,000	1,000
8. 教育費寄附金	0	1,250	1,250
計	1,138,720	2,673	1,141,393

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,637,252	△479,630	1,157,622
13. 地域振興基金繰入金	592,514	△4,910	587,604
計	2,567,530	△484,540	2,082,990

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	628,041	194,810	822,851
計	628,041	194,810	822,851

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	893,000	55,185	948,185

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般寄附金	423	一般寄附金	423
4.	児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
2.	小学校費寄附金	100	設備整備寄附金	100
3.	中学校費寄附金	1,000	設備整備寄附金	1,000
4.	社会教育費寄附金	150	社会教育事業費寄附金	150

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	財政調整基金繰入金	△479,630	財政調整基金繰入金	△479,630
1.	地域振興基金繰入金	△4,910	地域振興基金繰入金	△4,910

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	前年度繰越金	194,810	前年度繰越金	194,810

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	実費弁償金	△2,430	各種検診弁償金	△2,430
			健康診査	△162
			腹部超音波検査	△411
			歯周病検診	△9
			胃がん検診	△452
			子宮がん検診	△566
			肺がん検診	△214
			乳がん検診	△358
			大腸がん検診	△162

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	894,512	55,185	949,697

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	214,400	37,200	251,600
3. 民生債	123,800	△21,700	102,100
4. 衛生債	130,400	△15,500	114,900
6. 農林水産業債	317,700	△31,700	286,000
8. 土木債	710,800	45,100	755,900
9. 消防債	148,500	△5,000	143,500
10. 教育債	1,706,900	△23,900	1,683,000

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(実費弁償金)		前立腺がん検診 喀たん検診 肝炎ウィルス検診	△15 △5 △76
3. 雑 入	57,615	工事費負担金 田鶴野地区 光熱水費等使用者負担金 旧竹野老人福祉センター 協議会等負担金 豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金 補助金・交付金 兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金 返納金 建物総合損害共済解約返戻金 私立認定こども園施設型給付費返還金 後期高齢者医療広域連合負担金返納金 急傾斜地崩壊対策事業負担金返納金 精算金 シカ緊急捕獲拡大事業精算金	280 280 △235 △235 739 739 80 80 54,497 3 993 52,294 1,207 2,254 2,254

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	37,200	城崎国際アートセンター整備事業債	37,200
3. 児童福祉債	△21,700	児童福祉施設整備事業債 (仮称) 蓼川こども園	△21,700 △21,700
1. 保健衛生債	△15,500	水道施設整備事業債 一般会計出資債	△15,500 △15,500
1. 農業債	600	土地改良事業債 田鶴野地区	600 600
2. 林業債	△32,800	治山事業債 林地崩壊対策事業	△32,800 △32,800
3. 水産業債	500	水産業施設整備事業債	500
1. 土木管理債	17,200	急傾斜地崩壊対策事業債	17,200
5. 都市計画債	27,900	都市計画施設整備事業債 アイティ	27,900 27,900
1. 消防債	△5,000	消防防災施設整備事業債 消火栓	△5,000 △5,000
2. 小学校債	△13,200	公立小学校整備事業債	△13,200

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(教育債)			
15. 過疎対策事業債(過疎地域持続的 発展特別事業分)	119,900	200	120,100
計	3,717,000	△15,300	3,701,700

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(小 学 校 債)		竹野小学校	△13,200
3. 中 学 校 債	△10,700	公立中学校整備事業債 竹野中学校	△10,700 △10,700
1. 過疎対策事業債 (過疎地域持続的發展特別事業分)	200	過疎対策事業債 (過疎地域持続的發展特別事業分)	200

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	1,969,695	△15,459	1,954,236				△15,459
5. 財 産 管 理 費	1,338,411	△715	1,337,696			22	△737
6. 企 画 費	617,232	36,458	653,690		37,200		△742
8. 公 共 交 通 対 策 費	353,970	900	354,870				900
9. 環 境 政 策 推 進 費	352,656	△2,266	350,390				△2,266

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	△7,606	人件費	△15,935	
2. 給 料	△1,774	会計年度任用職員報酬	△7,606	
3. 職 員 手 当 等	△1,600	パートタイム職員	△7,606	
4. 共 済 費	△1,576	一般職給	△1,774	
7. 報 償 費	90	一般職員	△1,774	
8. 旅 費	85	扶養手当	△68	
10. 需 用 費	120	住居手当	159	
11. 役 務 費	77	通勤手当	△603	
13. 使用料及び賃借料	104	時間外勤務手当	815	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△3,379	期末手当	△1,781	
10. 需 用 費	△530	勤勉手当	△322	
12. 委 託 料	△439	児童手当	200	
24. 積 立 金	254	共済組合負担金	△896	
8. 旅 費	△200	健保、厚生年金保険料	△680	
12. 委 託 料	1,734	負担金	△3,379	
14. 工 事 請 負 費	34,924	退職手当組合	△3,297	
10. 需 用 費	900	職員互助会	△82	
1. 報 酬	△1,871	行革推進事業費 【D X・行財政改革推進課】	476	
3. 職 員 手 当 等	21	報償金	90	
		費用弁償	85	
		消耗品費	20	
		印刷製本費	100	
		手数料	77	
		会場借上料	104	
		基金管理費 【生活環境課・文化・スポーツ振興課】	254	
		財政調整基金積立金	254	
		財産管理費 【教育総務課・竹野地域振興課・日高地 域振興課】	△969	
		光熱水費	△530	
		保守点検委託料	△15	
		消防設備保守点検		
		業務委託料	△424	
		測量業務		
		特定建築物定期検査報告書作成業務		
		城崎国際アートセンター管理費 【文化・スポーツ振 興課】	37,263	
		投資委託料	2,339	
		工事監理		
		補修工事費	34,924	
		自家発電設備		
		キャリアデザイン推進事業費 【人事課】	△805	
		費用弁償	△200	
		業務委託料	△605	
		職員研修業務		
		バス交通対策事業費 【都市整備課】	900	
		修繕料	900	
		人件費	△2,266	
		会計年度任用職員報酬	△1,871	
		パートタイム職員	△1,871	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	102,056	△1,143	100,913				△1,143
11. 情報管理費	365,191	4	365,195				4
12. 市民プラザ費	69,338	640	69,978				640
15. 日高振興局費	27,947	△298	27,649				△298
21. 交通安全対策費	9,056	35	9,091				35
22. 但馬空港利用促進費	81,883	15,908	97,791				15,908
24. 諸費	25,880	△800	25,080				△800
32. 地域コミュニティ推進費	544,795	△2,982	541,813				△2,982
34. 地方創生推進事業費	792,780	△16,001	776,779			△15,800	△201
計	6,858,515	14,281	6,872,796		37,200	△15,778	△7,141

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費	△416	通勤手当	△212	
		時間外勤務手当	607	
		期末手当	△374	
		共済組合負担金	△167	
		健保、厚生年金保険料	△249	
2. 給 料	△364	人件費	△1,143	
		一般職給	△364	
3. 職 員 手 当 等	△569	一般職員	△364	
		扶養手当	△159	
4. 共 済 費	△210	通勤手当	21	
		期末手当	△119	
		勤勉手当	△72	
		児童手当	△240	
		共済組合負担金	△210	
3. 職 員 手 当 等	4	人件費	4	
		通勤手当	4	
12. 委 託 料	640	市民プラザ管理費 【地域づくり課】	640	
		運営委託料	640	
		指定管理料 (市民プラザ)		
13. 使用料及び賃借料	△298	自動車管理費 【日高地域振興課】	△298	
		自動車借上料	△298	
3. 職 員 手 当 等	35	人件費	35	
		時間外勤務手当	35	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	15,908	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】	15,908	
		補助金	15,908	
		コウノトリ但馬空港利用促進協議会	15,908	
10. 需 用 費	△800	防犯対策事業費 【生活環境課】	△800	
		光熱水費	△800	
10. 需 用 費	△2,982	コミュニティセンター管理費 【地域づくり課】	△2,982	
		消耗品費	248	
		光熱水費	△4,500	
		修繕料	1,270	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△16,001	企業誘致推進事業費 【環境経済課】	△5,804	
		補助金	△5,804	
		I T関連事業所開設支援事業費	△5,804	
		内発型産業育成事業費 【環境経済課】	△10,197	
		補助金	△10,197	
		ステップアップ支援事業費	△7,062	
		創業支援事業費	△3,135	

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	283,476	△3,649	279,827				△3,649
2. 賦課徴収費	120,101	9,336	129,437				9,336
計	403,577	5,687	409,264				5,687

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	217,176	34,838	252,014	18,925			15,913
計	217,176	34,838	252,014	18,925			15,913

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	584	人件費	△3,649
			会計年度任用職員報酬	584
2. 給	料	△2,448	パートタイム職員	584
			一般職給	△2,448
3. 職 員 手 当 等		△847	一般職員	△2,448
			住居手当	56
4. 共 済 費		△938	通勤手当	△127
			時間外勤務手当	60
			期末手当	△408
			勤勉手当	△428
			共済組合負担金	△1,005
			健保、厚生年金保険料	67
12. 委 託 料		9,336	賦課徴収事務費 【税務課】	9,336
			業務委託料	9,336
			滞納整理システム改修業務	
			基幹システム改修業務	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	151	人件費	3,107
			会計年度任用職員報酬	151
2. 給	料	2,133	パートタイム職員	151
			一般職給	2,133
3. 職 員 手 当 等		396	一般職員	2,133
			扶養手当	82
4. 共 済 費		427	住居手当	18
			通勤手当	△24
12. 委 託 料		31,731	期末手当	57
			勤勉手当	113
			児童手当	150
			共済組合負担金	458
			健保、厚生年金保険料	△31
			戸籍住民基本台帳事務費 【窓口サービス課】	31,731
			業務委託料	31,731
			戸籍附票システム改修業務	
			住民基本台帳システム等改修業務	
			戸籍システム改修業務	

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
39. 住宅・土地統計調査費	4,511	13	4,524	13			
計	5,673	13	5,686	13			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,426,197	△4,130	1,422,067	1,585			△5,715
3. 知的障害者福祉費	51,051	△1,000	50,051				△1,000
8. 隣保館費	14,387	△85	14,302				△85
9. 国民年金事務費	3,905	62	3,967				62
10. 医療費助成事業費	366,978	25,574	392,552	4,684		15,390	5,500

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	13	人件費	13	
		指導員報酬	2	
		調査員報酬	11	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△1,967	人件費	△2,849	
		一般職給	△1,967	
3. 職員手当等	△402	一般職員	△1,967	
		住居手当	159	
4. 共済費	△480	通勤手当	20	
		時間外勤務手当	17	
12. 委託料	2,604	期末手当	△306	
		勤勉手当	△332	
27. 繰出金	△3,885	児童手当	40	
		共済組合負担金	△480	
		福祉事務所費 【社会福祉課】	2,604	
		業務委託料	2,604	
		福祉総合システム改修業務		
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】	△4,016	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△4,016	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	131	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	131	
12. 委託料	△1,000	北但広域療育センター管理費 【社会福祉課】	△1,000	
		運営委託料	△1,000	
		指定管理料（北但広域療育センター）		
10. 需用費	△85	豊岡隣保館事業費 【社会福祉課】	△63	
		光熱水費	△63	
		出石隣保館事業費 【社会福祉課】	△22	
		光熱水費	△22	
3. 職員手当等	62	人件費	62	
		時間外勤務手当	62	
3. 職員手当等	△12	人件費	△12	
		時間外勤務手当	△12	
11. 役務費	186	乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】	23,716	
		手数料	186	
19. 扶助費	25,400	乳幼児等医療助成金	23,530	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(医療費助成事業費)							
11. 健康福祉施設管理費	130,511	△53	130,458				△53
15. 障害者総合支援事業費	2,425,553	7,564	2,433,117	75			7,489
計	4,515,269	27,932	4,543,201	6,344		15,390	6,198

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,090,236	△2,080	3,088,156			52,374	△54,454
2. 老人福祉事業費	155,727	9,550	165,277				9,550
3. 老人保護措置費	183,083	△10,579	172,504			△795	△9,784
6. 老人福祉施設管理費	6,638	1,581	8,219				1,581

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 1,870 こども医療助成金 1,870
10. 需用費	△33	竹野多目的屋内運動広場管理費 【高年介護課】 △20 運営委託料 △20
12. 委託料	△20	指定管理料（竹野多目的屋内運動広場） 但東健康増進センター管理費 【高年介護課】 △33 光熱水費 △33
22. 償還金、利子及び割引料	7,564	障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】 7,564 国県負担金等精算返納金 7,564 国庫負担金返納金 7,564

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△108	人件費 △214 一般職給 △108
3. 職員手当等	△77	一般職員 △108 扶養手当 △60
4. 共済費	△29	通勤手当 61 時間外勤務手当 87
18. 負担金、補助及び交付金	△2,551	期末手当 △30 勤勉手当 △15 児童手当 △120
27. 繰出金	685	共済組合負担金 △29 介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 1,982 介護保険事業特別会計繰出金 1,982 後期高齢者医療事業費 【国保・年金課】 △2,551 負担金 △2,551 後期高齢者医療広域連合事務費 △2,551 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】 △1,297 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 △1,297
19. 扶助費	9,550	外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】 9,550 外出支援サービス助成費 9,550
19. 扶助費	△10,579	老人保護措置事業費 【高年介護課】 △10,579 施設入所者措置費 △10,579
10. 需用費	1,581	長寿園管理費 【高年介護課】 1,581 修繕料 1,581

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 老人福祉施設整備費	147,496	292,020	439,516	292,020			
計	3,583,180	290,492	3,873,672	292,020		51,579	△53,107

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,795,742	3,184	1,798,926			△3,000	6,184
2. 放課後児童クラブ運営費	320,257	303	320,560			608	△305
4. 私立保育所費	2,661,179	△10,845	2,650,334	12,388	△21,700	993	△2,526
5. 公立保育所費	708,600	△52,098	656,502	670		392	△53,160

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		292,020	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】	292,020
			補助金	292,020
			地域介護拠点整備費	292,020

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△338	人件費	4,595
			会計年度任用職員報酬	△338
2. 給料		2,671	パートタイム職員	△338
			一般職給	2,671
3. 職員手当等		1,342	一般職員	2,671
			扶養手当	39
4. 共済費		920	住居手当	168
			通勤手当	△107
10. 需用費		△80	時間外勤務手当	330
			期末手当	421
12. 委託料		△2,069	勤勉手当	491
			共済組合負担金	976
22. 償還金、利子及び割引料		738	健保、厚生年金保険料	△56
			児童福祉総務費 【こども未来課・幼児育成課】	△1,331
			業務委託料	△2,069
			子ども・子育て支援事業計画策定業務	
			こども計画策定業務	
			国県負担金等精算返納金	738
			国庫負担金返納金	482
			県負担金返納金	256
			子育てセンター管理費 【こども未来課】	△80
			光熱水費	△80
10. 需用費		△308	放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】	303
			光熱水費	△308
17. 備品購入費		611	事業用備品	611
18. 負担金、補助及び交付金		△10,845	私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】	△373
			補助金	△373
			託児保育者	△373
			就学前教育・保育施設整備事業費 【幼児育成課】	△10,472
			補助金	△10,472
			就学前教育・保育施設整備事業費	△10,472
1. 報酬		5,556	人件費	△53,271
			会計年度任用職員報酬	5,556
2. 給料		△43,158	パートタイム職員	5,556

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公立保育所費)							
計	5,514,168	△59,456	5,454,712	13,058	△21,700	△1,007	△49,807

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	436,162	1,808	437,970				1,808
2. 生涯健康推進費	273,796	△11,275	262,521	2,227		△3,930	△9,572

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△6,237	一般職給	△43,158
			一般職員	△2,149
4. 共済費		△9,432	会計年度任用職員	△41,009
			住居手当	358
10. 需用費		△224	通勤手当	△1,582
			時間外勤務手当	1,438
12. 委託料		1,005	期末手当	△6,451
			共済組合負担金	△3,351
17. 備品購入費		392	健保、厚生年金保険料	△1,121
			学校共済組合負担金	△4,960
			保育所管理費 【教育総務課】	△224
			光熱水費	△224
			児童保育運営事業費 【幼児育成課】	392
			事業用備品	392
			病児・病後児保育事業費 【幼児育成課】	1,005
			事業委託料	1,005
			病児・病後児保育事業	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		1,077	人件費	1,808
			会計年度任用職員報酬	1,077
2. 給料		420	パートタイム職員	1,077
			一般職給	420
3. 職員手当等		35	一般職員	420
			通勤手当	△51
4. 共済費		276	時間外勤務手当	193
			期末手当	△183
			勤勉手当	76
			共済組合負担金	202
			健保、厚生年金保険料	74
12. 委託料		△9,761	健康診査事業費 【健康増進課】	△8,554
			業務委託料	△9,761
19. 扶助費		△2,971	すこやか市民健診業務	
			国県負担金等精算返納金	1,207
22. 償還金、利子及び割引料		1,457	国庫補助金返納金	3
			後期高齢者医療広域連合補助金返納金	1,204
			母子保健事業費 【国保・年金課・こども未来課】	△2,895
			妊婦健康診査費助成金	△4,781
			未熟児養育医療助成金	3,625
			特定不妊治療費助成金	△1,815
			国県負担金等精算返納金	76

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(生涯健康推進費)							
3. 予防費	296,067	2,209	298,276				2,209
4. 環境衛生費	20,890	40	20,930				40
6. 公害行政費	4,476	130	4,606	130			
8. 病院費	2,726,054	△195	2,725,859				△195
9. 診療所費	103,108	△7,726	95,382				△7,726
10. 水道費	411,250	△1,879	409,371		△15,500		13,621
計	4,305,936	△16,888	4,289,048	2,357	△15,500	△3,930	185

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	443,155	△18,871	424,284				△18,871
計	505,288	△18,871	486,417				△18,871

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			国庫補助金返納金	76
			高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費【健康増進課】	174
			返還金	174
			後期高齢者医療広域連合返還金	174
1. 報酬		191	人件費	191
			会計年度任用職員報酬	191
			事務員(健康増進課)	191
22. 償還金、利子及び割引		2,018	予防接種事業費【健康増進課】	2,018
			国県負担金等精算返納金	2,018
			国庫補助金返納金	2,018
3. 職員手当等		40	人件費	40
			時間外勤務手当	40
10. 需用費		130	大気汚染対策事業費【生活環境課】	130
			消耗品費	130
18. 負担金、補助及び交付金		△195	公立豊岡病院組合負担金【健康増進課】	△149
			負担金	△149
			公立豊岡病院組合	△149
			地域医療対策事業費【健康増進課】	△46
			負担金	△46
			小児救急電話相談事業費	△46
27. 繰出金		△7,726	診療所事業特別会計繰出金【健康増進課】	△7,726
			診療所事業特別会計繰出金	△7,726
18. 負担金、補助及び交付金		△1,879	水道事業会計負担金【水道課】	△1,879
			負担金	△1,879
			水道事業会計	△1,879

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△420	塵芥処理事業費【生活環境課】	△18,451
			負担金	△18,451
18. 負担金、補助及び交付金		△18,451	北但行政事務組合	△18,451
			旧清掃施設管理費【生活環境課】	△420
			光熱水費	△420

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	66,217	702	66,919				702
2. 農業総務費	163,126	△1,441	161,685				△1,441
3. 農業振興費	698,783	△23,458	675,325	△12,851		2,993	△13,600
5. 農地費	601,633	△8,036	593,597	△9,000	600	280	84

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		702	人件費	702
			住居手当	54
			時間外勤務手当	648
2. 給料		△883	人件費	△1,441
			一般職給	△883
3. 職員手当等		△390	一般職員	△883
			住居手当	△168
4. 共済費		△168	通勤手当	108
			時間外勤務手当	33
			期末手当	△194
			勤勉手当	△169
			共済組合負担金	△168
18. 負担金、補助及び交付金		△23,458	農業振興事業費 【農林水産課】	△4,836
			補助金	△4,836
			農業生産コスト低減緊急対策事業費	△4,836
			有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】	△2,254
			負担金	△2,254
			シカ緊急捕獲拡大事業費	△2,254
			鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】	1,353
			負担金	1,353
			豊岡市野生動物被害対策推進協議会	1,353
			多面的機能支払事業費 【農林水産課】	△40,000
			交付金	△40,000
			長寿命化活動交付金	△40,000
			環境保全型農業直接支払事業費 【農林水産課】	1,173
			交付金	1,173
			環境保全型農業直接支払事業費	1,173
			地域計画推進事業費 【農林水産課】	21,106
			補助金	21,106
			機構集積協力金	21,106
2. 給料		798	人件費	919
			一般職給	798
3. 職員手当等		△31	一般職員	798
			扶養手当	△112
4. 共済費		152	住居手当	224
			通勤手当	△111
7. 報償費		△693	期末手当	99
			勤勉手当	69
10. 需用費		△105	児童手当	△200
			共済組合負担金	152
11. 役務費		△79	農業用施設管理費 【農林水産課】	910
			負担金	910
12. 委託料		△8,838	排水路整備事業費	910
			地籍調査事業費 【地籍調査課】	△9,865
13. 使用料及び賃借料		△150	報償金	△693
			燃料費	△100
18. 負担金、補助及び交付金		910	印刷製本費	△5
			保険料	△79
			保守点検委託料	△27
			CADシステム保守点検	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農地費)							
7. たん水防除施設費	8,247	2,305	10,552				2,305
計	1,544,885	△29,928	1,514,957	△21,851	600	3,273	△11,950

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	36,057	517	36,574				517
2. 林業振興費	327,038	△39,826	287,212	△6,549	△32,800	△398	△79
4. 森林公園等管理費	7,175	1,100	8,275				1,100
計	370,270	△38,209	332,061	△6,549	△32,800	△398	1,538

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	10,260	525	10,785		500		25
計	28,076	525	28,601		500		25

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			地籍調査事務支援システム保守点検 業務委託料	△8,811
			地籍調査業務 自動車借上料	△150
10. 需用費		1,088	ポンプ場管理費 【農林水産課】	2,305
			光熱水費	1,088
12. 委託料		1,217	維持管理委託料	1,217
			運転管理	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		517	人件費	517
			時間外勤務手当	517
14. 工事請負費		△39,826	治山事業費 【農林水産課】	△39,826
			防災対策工事	△39,826
			林地崩壊対策	
14. 工事請負費		1,100	森林公園管理費 【農林水産課】	1,100
			撤去工事費	1,100
			奈佐森林公園案内標識	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		525	水産業振興事業費 【農林水産課】	525
			負担金	525
			農業水路等長寿命化・防災減災事業費	525

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	102,881	△676	102,205				△676
2. 商工振興費	818,568	△43,523	775,045		200		△43,723
5. 観光費	141,284	2,482	143,766				2,482
計	1,228,293	△41,717	1,186,576		200		△41,917

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	247,322	19,291	266,613		17,200	2,445	△354

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△327	人件費	△676
			一般職給	△327
3. 職員手当等		△213	一般職員	△327
			扶養手当	△47
4. 共済費		△136	住居手当	△188
			時間外勤務手当	98
			期末手当	△56
			勤勉手当	△40
			児童手当	20
			共済組合負担金	△136
12. 委託料		△1,100	中小企業金融対策事業費 【環境経済課】	△3,623
			利子補給金	△3,623
			中小企業融資資金	△3,623
18. 負担金、補助及び交付金		△42,423	企業誘致推進事業費 【環境経済課】	△1,800
			補助金	△1,800
			雇用奨励金	△1,800
			産業用地整備事業費 【環境経済課】	△38,100
			投資委託料	△1,100
			実施設計等	
			負担金	△37,000
			地中配電設備設置工事費	△37,000
1. 報酬		△1,707	人件費	2,482
			会計年度任用職員報酬	△1,707
2. 給料		1,518	パートタイム職員	△1,707
			一般職給	1,518
3. 職員手当等		2,433	一般職員	1,518
			扶養手当	153
4. 共済費		238	住居手当	162
			通勤手当	△12
			時間外勤務手当	1,215
			期末手当	467
			勤勉手当	273
			児童手当	175
			共済組合負担金	395
			健保、厚生年金保険料	△157

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△334	人件費	△334
			扶養手当	△160
			期末手当	△24

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(土木総務費)							
4. 排水機樋門管理費	112,749	△930	111,819				△930
計	404,732	18,361	423,093		17,200	2,445	△1,284

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	111,054	93	111,147				93
2. 道路維持費	326,132	△1,200	324,932				△1,200
4. 雪害対策費	363,528	348,979	712,507	△14,671			363,650
計	1,699,669	347,872	2,047,541	△14,671			362,543

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	20,068	児童手当 急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】 負担金	△150 19,625 20,068
22. 償還金、利子及び割引料	△443	急傾斜地崩壊対策事業費 還付金 受益者分担金過年度過誤納還付金	20,068 △443 △443
3. 職員手当等	△819	人件費	△930
4. 共済費	△111	期末手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△819 △33 △78

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△144	人件費 一般職給	93 △144
3. 職員手当等	295	一般職員 扶養手当	△144 121
4. 共済費	△58	期末手当 児童手当 共済組合負担金	24 150 △58
10. 需用費	△1,200	道路維持事業費 【建設課】 光熱水費	△1,200 △1,200
3. 職員手当等	750	人件費 時間外勤務手当	750 750
10. 需用費	6,681	雪害対策事業費 【建設課】 消耗品費	348,229 4,681
12. 委託料	351,233	修繕料 業務委託料	2,000 351,233
17. 備品購入費	△9,685	除雪業務 事業用備品	△9,685

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	133,365	28,555	161,920		27,900		655
2. 公園管理費	63,139	△730	62,409				△730
8. 下水道費	2,502,089	18,168	2,520,257				18,168
計	2,723,523	45,993	2,769,516		27,900		18,093

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	216,663	17	216,680				17
計	216,663	17	216,680				17

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,054,743	△161	1,054,582				△161

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△743	人件費	△845
			一般職給	△743
3. 職員手当等		57	一般職員	△743
			扶養手当	171
4. 共済費		△159	通勤手当	△168
			期末手当	△96
18. 負担金、補助及び 交付金		29,400	勤勉手当	△110
			児童手当	260
			共済組合負担金	△159
			都市計画総務費 【都市整備課】	29,400
			負担金	29,400
			修繕工事費	29,400
10. 需用費		△730	公園管理費 【都市整備課】	△730
			光熱水費	△730
18. 負担金、補助及び 交付金		18,168	下水道事業会計負担金 【下水道課】	18,168
			負担金	18,168
			下水道事業会計	18,168

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		17	人件費	17
			通勤手当	17

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△111	人件費	△161
			一般職給	△111
3. 職員手当等		△6	一般職員	△111
			扶養手当	71
4. 共済費		△44	通勤手当	△59
			期末手当	12

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(常備消防費)							
2. 非常備消防費	396,086	△119	395,967				△119
3. 消防施設費	86,420	△4,763	81,657		△5,000		237
5. 災害対策費	62,566	△254	62,312				△254
計	1,601,657	△5,297	1,596,360		△5,000		△297

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	307,515	325	307,840				325
5. 学校振興費	278,931	△7,470	271,461				△7,470
6. 特別支援教育費	162,581	△1,569	161,012				△1,569
9. 認定こども園費	17,644	△926	16,718				△926

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		児童手当 △30 共済組合負担金 △44
3. 職員手当等	45	人件費 45 時間外勤務手当 45
10. 需用費	△164	非常備消防事業費 【危機管理課】 △164 光熱水費 △164
18. 負担金、補助及び交付金	△4,763	消火栓管理費 【危機管理課】 △4,763 負担金 △4,763 新設改良工事費 △5,000 消火用水 237
10. 需用費	△200	災害対策事業費 【危機管理課】 △54 負担金 △54
18. 負担金、補助及び交付金	△54	兵庫県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会 △54 防災行政無線管理費 【危機管理課】 △200 光熱水費 △200

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	355	人件費 325 時間外勤務手当 355
4. 共済費	△30	学校共済組合負担金 △30
1. 報酬	△5,237	人件費 △7,470 会計年度任用職員報酬 △5,237
3. 職員手当等	△1,179	パートタイム職員 △5,237 通勤手当 △154
4. 共済費	△1,054	期末手当 △1,025 共済組合負担金 △162 健保、厚生年金保険料 △634 学校共済組合負担金 △258
1. 報酬	△1,285	人件費 △1,569 会計年度任用職員報酬 △1,285
3. 職員手当等	△68	パートタイム職員 △1,285 通勤手当 △68
4. 共済費	△216	共済組合負担金 △135 健保、厚生年金保険料 △129 学校共済組合負担金 48
13. 使用料及び賃借料	△926	認定こども園運営事業費 【幼児育成課】 △926

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(認定こども園費)							
計	781,683	△9,640	772,043				△9,640

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	526,192	848	527,040			100	748
3. 小学校施設整備費	64,814	△13,200	51,614		△13,200		
計	670,789	△12,352	658,437		△13,200	100	748

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	268,744	929	269,673			1,000	△71

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		自動車借上料 △926

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△1,266	人件費 △1,751 会計年度任用職員報酬 △1,266
3. 職員手当等	△240	パートタイム職員 △1,266 通勤手当 △87
4. 共済費	△245	時間外勤務手当 35 期末手当 △188
10. 需用費	28	共済組合負担金 △154
11. 役務費	1,506	健保、厚生年金保険料 △147 学校共済組合負担金 56
12. 委託料	1,820	学校運営事業費 【学校教育課】 100 教材備品 100
13. 使用料及び賃借料	4	学校施設管理費 【教育総務課】 2,499 消耗品費 23
16. 公有財産購入費	△859	修繕料 5 通信運搬費 12
17. 備品購入費	100	手教料 1,494 業務委託料 1,820 物品移転業務
		機器借上料 4 土地購入費 △859 学校用地 △859
12. 委託料	△13,200	学校施設整備事業費 【教育総務課】 △13,200 投資委託料 △13,200 実施設計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△54	人件費 △71

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
3. 中学校施設整備費	290,328	△10,700	279,628		△10,700		
計	624,882	△9,771	615,111		△10,700	1,000	△71

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	270,822	△1,744	269,078				△1,744
計	270,822	△1,744	269,078				△1,744

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	183,826	108	183,934				108

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共 済 費	△17	時間外勤務手当 45 勤勉手当 △99	
17. 備 品 購 入 費	1,000	共済組合負担金 △17 学校運営事業費 【学校教育課】 1,000 教材備品 1,000	
12. 委 託 料	△10,700	学校施設整備事業費 【教育総務課】 △10,700 投資委託料 △10,700 実施設計	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給 料	△277	人件費 △1,536 一般職給 △277	
3. 職 員 手 当 等	△1,095	一般職員 △277 通勤手当 △32	
4. 共 済 費	△164	時間外勤務手当 △750 期末手当 △86	
10. 需 用 費	△253	勤勉手当 △227 学校共済組合負担金 △164	
11. 役 務 費	45	幼稚園施設管理費 【教育総務課】 △208 光熱水費 △253 手数料 45	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報 酬	△438	人件費 108 会計年度任用職員報酬 △438	
2. 給 料	△26	パートタイム職員 △438 一般職給 △26	
3. 職 員 手 当 等	591	一般職員 △26 住居手当 △18	
4. 共 済 費	△19	通勤手当 △24	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会教育総務費)							
2. 人権教育費	7,564	198	7,762				198
3. 文化財保護費	75,620	△1,635	73,985				△1,635
6. 図書館費	161,238	△444	160,794				△444
9. 博物館等管理費	135,303	△937	134,366				△937
計	1,898,005	△2,710	1,895,295				△2,710

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	49,986	△66	49,920				△66
4. 体育館費	453,629	△482	453,147				△482

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			時間外勤務手当	605
			期末手当	15
			勤勉手当	13
			共済組合負担金	24
			健保、厚生年金保険料	△43
3. 職員手当等		198	人件費	198
			時間外勤務手当	198
1. 報酬		△1,022	人件費	△1,635
			会計年度任用職員報酬	△1,022
3. 職員手当等		△388	パートタイム職員	△1,022
			通勤手当	△90
4. 共済費		△225	期末手当	△298
			共済組合負担金	△90
			健保、厚生年金保険料	△135
1. 報酬		△275	人件費	△444
			会計年度任用職員報酬	△275
3. 職員手当等		△114	パートタイム職員	△275
			通勤手当	△155
4. 共済費		△55	期末手当	41
			共済組合負担金	△22
			健保、厚生年金保険料	△33
1. 報酬		△717	人件費	△937
			会計年度任用職員報酬	△717
3. 職員手当等		△73	パートタイム職員	△717
			通勤手当	△119
4. 共済費		△147	時間外勤務手当	132
			期末手当	△86
			共済組合負担金	△58
			健保、厚生年金保険料	△89

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		237	人件費	237
			時間外勤務手当	237
18. 負担金、補助及び交付金		△303	ボート推進事業費 【文化・スポーツ振興課】	△303
			補助金	△303
			全国市町村交流レガッタ派遣費	△303
10. 需用費		△120	豊岡総合体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△307

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(体育館費)							
5. 市民グラウンド費	111,307	△446	110,861				△446
7. 学校給食共同調理所費	336,376	297	336,673				297
計	1,404,643	△697	1,403,946				△697

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	5,915,929	4,171	5,920,100				4,171
2. 利子	184,457	△18,279	166,178				△18,279
計	6,100,405	△14,108	6,086,297				△14,108

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料	△362	業務委託料	△307	
		自家発電設備負荷試験業務		
		日高文化体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△55	
		業務委託料	△55	
		自家発電設備負荷試験業務		
		但東資母体育館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△120	
		光熱水費	△120	
17. 備品購入費	△446	豊岡市民グラウンド管理費 【文化・スポーツ振興課】	△177	
		事業用備品	△177	
		神鍋野外スポーツ公園管理費 【文化・スポーツ振興課】	△269	
		事業用備品	△269	
3. 職員手当等	297	人件費	297	
		時間外勤務手当	297	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引	4,171	市債元金 【財政課】	4,171	
		市債元金	4,171	
22. 償還金、利子及び割引	△18,279	市債利子 【財政課】	△18,279	
		市債利子	△18,279	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				計 (千円)	
補正後	長 等	4		34,680	14,624 (4.4月分)		49,304	9,123	58,427	
	議 員	23	100,692		42,459 (4.4月分)		143,151	32,262	175,413	
	その他の 特別職	2,718	152,979				152,979	405	153,384	
	計	2,745	253,671	34,680	57,083		345,434	41,790	387,224	
補正前	長 等	4		34,680	14,624 (4.4月分)		49,304	9,123	58,427	
	議 員	23	100,692		42,459 (4.4月分)		143,151	32,262	175,413	
	その他の 特別職	2,718	152,966				152,966	405	153,371	
	計	2,745	253,658	34,680	57,083		345,421	41,790	387,211	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	13	0	0		13	0	13	
	計	0	13	0	0		13	0	13	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(904) 827	1,194,932	2,954,420	2,001,500	6,150,852	1,198,594	7,349,446	
補正前	(899) 844	1,209,135	2,999,210	2,007,819	6,216,164	1,212,510	7,428,674	
比 較	(5) △ 17	△ 14,203	△ 44,790	△ 6,319	△ 65,312	△ 13,916	△ 79,228	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	98,960	41,928	110,907	912	16,199
	補正前	98,929	40,944	114,461	912	16,199
	比 較	31	984	△ 3,554	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	215,475	37,020	11,470	87,844	700
	補正前	207,343	37,020	11,470	87,844	700
	比 較	8,132	0	0	0	0
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	837,435	495,060	47,590		
	補正前	848,823	495,839	47,335		
	比 較	△ 11,388	△ 779	255		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	() 783		2,855,994	1,749,261	4,605,255	950,267	5,555,522	
補 正 前	() 783		2,859,775	1,741,430	4,601,205	951,274	5,552,479	
比 較	() 0		△ 3,781	7,831	4,050	△ 1,007	3,043	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	98,960	41,928	64,513	912	16,199
	補 正 前	98,929	40,944	65,198	912	16,199
	比 較	31	984	△ 685	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	215,475	37,020	11,470	87,844	700
	補 正 前	207,343	37,020	11,470	87,844	700
	比 較	8,132	0	0	0	0
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	631,590	495,060	47,590		
	補 正 前	631,697	495,839	47,335		
	比 較	△ 107	△ 779	255		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(904) 44	1,194,932	98,426	252,239	1,545,597	248,327	1,793,924	
補 正 前	(899) 61	1,209,135	139,435	266,389	1,614,959	261,236	1,876,195	
比 較	(5) △ 17	△ 14,203	△ 41,009	△ 14,150	△ 69,362	△ 12,909	△ 82,271	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			46,394		
	補 正 前			49,263		
	比 較			△ 2,869		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	205,845				
	補 正 前	217,126				
	比 較	△ 11,281				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 44,790	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 44,790	職員の変動によるもの △ 44,790 千円	
職員手当	△ 6,319	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 6,319	扶養手当 31 千円 住居手当 984 千円 通勤手当 △ 3,554 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 8,132 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 11,388 千円 勤勉手当 △ 779 千円 児童手当 255 千円	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	30,150,527	28,032,518	3,836,200	△ 15,500
(1) 総 務	4,385,078	3,937,318	214,400	37,200
(2) 民 生	215,298	132,420	123,800	△ 21,700
(3) 衛 生	5,285,633	4,702,731	130,400	△ 15,500
(4) 農 林 水 産	1,018,090	1,081,794	331,600	△ 31,700
(6) 土 木	7,010,903	7,181,205	1,076,900	45,100
(7) 消 防	3,591,986	3,151,409	157,500	△ 5,000
(8) 教 育	7,329,669	6,659,721	1,794,800	△ 23,900
3. そ の 他 債	15,751,836	14,682,396	273,200	200
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	14,932,798	13,921,064	153,300	
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	415,436	408,368	119,900	200
合 計	46,189,535	42,953,190	4,193,900	△ 15,300

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3,820,700	4,326,094		4,326,094	27,542,624	△ 15,500	27,527,124
251,600	608,325		608,325	3,543,393	37,200	3,580,593
102,100	44,433		44,433	211,787	△ 21,700	190,087
114,900	682,822		682,822	4,150,309	△ 15,500	4,134,809
299,900	95,133		95,133	1,318,261	△ 31,700	1,286,561
1,122,000	942,025		942,025	7,316,080	45,100	7,361,180
152,500	615,673		615,673	2,693,236	△ 5,000	2,688,236
1,770,900	1,134,639		1,134,639	7,319,882	△ 23,900	7,295,982
273,400	1,546,636	4,171	1,550,807	13,408,960	△ 3,971	13,404,989
153,300	1,366,363	4,171	1,370,534	12,708,001	△ 4,171	12,703,830
120,100	138,864		138,864	389,404	200	389,604
4,178,600	5,915,929	4,171	5,920,100	41,231,161	△ 19,471	41,211,690

歳入補正予算総括表

	款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,711,037	123,000	9,834,037
12	地 方 交 付 税	16,988,055	359,104	17,347,159
14	分 担 金 及 び 負 担 金	189,225	45	189,270
16	国 庫 支 出 金	5,660,214	20,047	5,680,261
17	県 支 出 金	3,421,649	269,599	3,691,248
19	寄 附 金	1,138,720	2,673	1,141,393
20	繰 入 金	2,741,152	△ 484,540	2,256,612
21	繰 越 金	628,041	194,810	822,851
22	諸 収 入	1,471,219	55,185	1,526,404
23	市 債	3,717,000	△ 15,300	3,701,700
歳 入 合 計		49,266,805	524,623	49,791,428

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税	80,000	固定資産税	27,000
軽自動車税	3,000	入湯税	13,000
特別交付税	359,104		
治山事業費分担金	△ 398	急傾斜地崩壊対策事業費分担金	1,238
老人福祉法第28条収入	△ 795		
特別障害者手当等給付費負担金	284	養育医療事業費負担金	1,485
社会保障・税番号制度システム整備費	18,925	障害者総合支援事業費	1,301
病児・病後児保育事業費	335	就学前教育・保育施設整備交付金	12,388
防災・安全交付金	△ 14,671		
自立支援医療費負担金	75	養育医療事業費負担金	742
乳幼児等医療費助成事業費	3,875	こども医療費助成事業費	809
地域介護拠点整備費	292,020	病児・病後児保育事業費	335
多面的機能支払交付金	△ 30,000	地籍調査事業費	△ 9,000
環境保全型農業直接支払推進交付金	879	機構集積協力金	21,106
農業生産コスト低減緊急対策事業費	△ 4,836	治山事業費	△ 6,549
住宅・土地統計調査事務委託金	13	大気汚染常時監視網管理委託金	130
一般寄附金	423	児童福祉事業費寄附金	1,000
設備整備寄附金（小学校）	100	設備整備寄附金（中学校）	1,000
社会教育事業費寄附金	150		
財政調整基金	△ 479,630	地域振興基金	△ 4,910
前年度繰越金	194,810		
各種検診弁償金	△ 2,430	工事費負担金	280
光熱水費等使用者負担金	△ 235	協議会等負担金	739
補助金・交付金	80	返納金	54,497
精算金	2,254		
城崎国際アートセンター整備事業債	37,200	児童福祉施設整備事業債	△ 21,700
水道施設整備事業債	△ 15,500	土地改良事業債	600
治山事業債	△ 32,800	水産業施設整備事業債	500
急傾斜地崩壊対策事業債	17,200	都市計画施設整備事業債	27,900
消防防災施設整備事業債	△ 5,000	公立小学校整備事業債	△ 13,200
公立中学校整備事業債	△ 10,700	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	200

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	総 務 費	7,555,078	54,819	7,609,897
3	民 生 費	14,586,969	258,968	14,845,937
4	衛 生 費	4,811,224	△ 35,759	4,775,465
6	農 林 水 産 業 費	1,943,231	△ 67,612	1,875,619
7	商 工 費	1,228,293	△ 41,717	1,186,576

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 19,834	行革推進事業費	476
基金管理費	254	財産管理費	△ 969
城崎国際アートセンター管理費	37,263	キャリアデザイン推進事業費	△ 805
バス交通対策事業費	900	市民プラザ管理費	640
自動車管理費（日高）	△ 298	但馬空港利用促進事業費	15,908
防犯対策事業費	△ 800	コミュニティセンター管理費	△ 2,982
企業誘致推進事業費	△ 5,804	内発型産業育成事業費	△ 10,197
賦課徴収事務費	9,336	戸籍住民基本台帳事務費	31,731
人件費	△ 51,689	福祉事務所費	2,604
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 4,016	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	131
北但広域療育センター管理費	△ 1,000	豊岡隣保館事業費	△ 63
出石隣保館事業費	△ 22	乳幼児等医療費助成事業費	23,716
こども医療費助成事業費	1,870	竹野多目的屋内運動広場管理費	△ 20
但東健康増進センター管理費	△ 33	障害者（児）医療給付事業費	7,564
介護保険事業特別会計繰出金	1,982	後期高齢者医療事業費	△ 2,551
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 1,297	外出支援サービス助成事業費	9,550
老人保護措置事業費	△ 10,579	長寿園管理費	1,581
民間老人福祉施設助成事業費	292,020	児童福祉総務費	△ 1,331
子育てセンター管理費	△ 80	放課後児童健全育成事業費	303
私立保育園等振興事業費	△ 373	就学前教育・保育施設整備事業費	△ 10,472
保育所管理費	△ 224	児童保育運営事業費（公立）	392
病児・病後児保育事業費	1,005		
人件費	2,039	健康診査事業費	△ 8,554
母子保健事業費	△ 2,895	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	174
予防接種事業費	2,018	大気汚染対策事業費	130
公立豊岡病院組合負担金	△ 149	地域医療対策事業費	△ 46
診療所事業特別会計繰出金	△ 7,726	水道事業会計負担金	△ 1,879
塵芥処理事業費	△ 18,451	旧清掃施設管理費	△ 420
人件費	697	農業振興事業費	△ 4,836
有害鳥獣駆除対策事業費	△ 2,254	鳥獣被害防止緊急対策事業費	1,353
多面的機能支払事業費	△ 40,000	環境保全型農業直接支払事業費	1,173
地域計画推進事業費	21,106	農業用施設管理費	910
地籍調査事業費	△ 9,865	ポンプ場管理費	2,305
治山事業費	△ 39,826	森林公園管理費	1,100
水産業振興事業費	525		
人件費	1,806	中小企業金融対策事業費	△ 3,623
企業誘致推進事業費	△ 1,800	産業用地整備事業費	△ 38,100

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
8	土 木 費	5,130,129	412,243	5,542,372
9	消 防 費	1,601,657	△ 5,297	1,596,360
10	教 育 費	5,650,824	△ 36,914	5,613,910
12	公 債 費	6,100,405	△ 14,108	6,086,297
歳 出 合 計		49,266,805	524,623	49,791,428

主 な 内 容			
人件費	△ 1,249	急傾斜地崩壊対策事業費	19,625
道路維持事業費	△ 1,200	雪害対策事業費	348,229
都市計画総務費	29,400	公園管理費	△ 730
下水道事業会計負担金	18,168		
人件費	△ 116	非常備消防事業費	△ 164
消火栓管理費	△ 4,763	災害対策事業費	△ 54
防災行政無線管理費	△ 200		
人件費	△ 14,248	認定こども園運営事業費	△ 926
学校運営事業費（小学校）	100	学校施設管理費（小学校）	2,499
学校施設整備事業費（小学校）	△ 13,200	学校運営事業費（中学校）	1,000
学校施設整備事業費（中学校）	△ 10,700	幼稚園施設管理費	△ 208
ボート推進事業費	△ 303	豊岡総合体育館管理費	△ 307
日高文化体育館管理費	△ 55	但東資母体育館管理費	△ 120
豊岡市民グラウンド管理費	△ 177	神鍋野外スポーツ公園管理費	△ 269
市債元金	4,171	市債利子	△ 18,279

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,462,793	△ 14,190	1,448,603
2	給 料	3,033,890	△ 44,790	2,989,100
3	職 員 手 当 等	2,064,902	△ 6,319	2,058,583
4	共 済 費	1,254,300	△ 13,916	1,240,384
7	報 償 費	210,997	△ 603	210,394
8	旅 費	61,324	△ 115	61,209
10	需 用 費	1,781,203	2,294	1,783,497
11	役 務 費	407,697	1,735	409,432
12	委 託 料	4,352,394	353,831	4,706,225
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	327,681	△ 1,266	326,415
14	工 事 請 負 費	4,257,542	△ 3,802	4,253,740
16	公 有 財 産 購 入 費	38,160	△ 859	37,301
17	備 品 購 入 費	368,557	△ 8,028	360,529
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	11,204,409	252,697	11,457,106
19	扶 助 費	7,500,930	21,400	7,522,330
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,267,349	△ 2,774	6,264,575
24	積 立 金	1,134,234	254	1,134,488
27	繰 出 金	2,839,867	△ 10,926	2,828,941
歳 出 合 計		49,266,805	524,623	49,791,428

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,255,317	△ 81,651	8,173,666
2	物 件 費	6,482,215	377,528	6,859,743
3	維 持 補 修 費	243,947	2,851	246,798
4	扶 助 費	7,500,930	21,400	7,522,330
5	補 助 費 等	10,551,820	△ 25,076	10,526,744
6	普 通 建 設 事 業 費	5,265,428	254,351	5,519,779
(1)	補 助 事 業 費	1,499,602	1,346	1,500,948
(2)	単 独 事 業 費	3,727,326	290,005	4,017,331
(3)	そ の 他	38,500	△ 37,000	1,500
9	公 債 費	6,100,386	△ 14,108	6,086,278
(1)	元 利 償 還 費	6,097,386	△ 14,108	6,083,278
(7)	元 金	5,915,929	4,171	5,920,100
(4)	利 子	181,457	△ 18,279	163,178
10	積 立 金	1,134,234	254	1,134,488
13	繰 出 金	2,839,867	△ 10,926	2,828,941
歳 出 合 計		49,266,805	524,623	49,791,428

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
総務費	城崎国際アートセンター管理費	37,263	0	37,200	0	63
小計		37,263	0	37,200	0	63
民生費	民間老人福祉施設助成事業費	292,020	292,020	0	0	0
	就学前教育・保育施設整備事業費	△ 10,472	12,388	△ 21,700	0	△ 1,160
小計		281,548	304,408	△ 21,700	0	△ 1,160
農林水産業費	鳥獣被害防止緊急対策事業費	1,353	0	0	739	614
	農業用施設管理費	910	0	600	280	30
	治山事業費	△ 39,826	△ 6,549	△ 32,800	△ 398	△ 79
	森林公園管理費	1,100	0	0	0	1,100
	水産業振興事業費	525	0	500	0	25
小計		△ 35,938	△ 6,549	△ 31,700	621	1,690
商工費	産業用地整備事業費	△ 38,100	0	0	0	△ 38,100
小計		△ 38,100	0	0	0	△ 38,100
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	20,068	0	17,200	2,445	423
	雪害対策事業費	△ 9,685	△ 6,800	0	0	△ 2,885
	都市計画総務費	29,400	0	27,900	0	1,500
小計		39,783	△ 6,800	45,100	2,445	△ 962
消防費	消火栓管理費	△ 5,000	0	△ 5,000	0	0
小計		△ 5,000	0	△ 5,000	0	0
教育費	学校施設管理費（小学校）	△ 859	0	0	0	△ 859
	学校施設整備事業費（小学校）	△ 13,200	0	△ 13,200	0	0
	学校施設整備事業費（中学校）	△ 10,700	0	△ 10,700	0	0
	豊岡市民グラウンド管理費	△ 177	0	0	0	△ 177
	神鍋野外スポーツ公園管理費	△ 269	0	0	0	△ 269
小計		△ 25,205	0	△ 23,900	0	△ 1,305
合計		254,351	291,059	0	3,066	△ 39,774

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債 (充当率 90%)	土地改良事業	田鶴野排水路整備事業	600
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	16,400
小計			17,000
一般補助施設整備 等事業債 (充当率 90%)	水産業施設整備事業	水産業施設整備事業	500
小計			500
合併特例事業債 (充当率 95%)	児童福祉施設整備事業	(仮称) 蓼川こども園整備	△ 21,700
	都市計画施設整備事業	アイティ修繕工事費負担金	27,900
小計			6,200
緊急防災・減災 事業債 (充当率 100%)	消防防災施設整備事業	消火栓整備	△ 5,000
小計			△ 5,000
緊急自然災害 防止対策債 (充当率 100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 32,800
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	800
小計			△ 32,000
過疎対策事業債 (充当率 100%)	城崎国際アートセンター整備事業	城崎国際アートセンター整備事業	37,200
	公立小学校整備事業	竹野小学校整備	△ 13,200
	公立中学校整備事業	竹野中学校整備	△ 10,700
小計			13,300

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金(城崎・港給水区配水 施設整備等)	△ 15,500
小 計			△ 15,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率100%)			200
小 計			200
合 計			△ 15,300

第153号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,704千円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,898,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすること
ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		6,561,180	△1,688	6,559,492
	1. 県補助金	6,561,180	△1,688	6,559,492
6. 繰入金		856,034	△4,016	852,018
	1. 他会計繰入金	675,905	△4,016	671,889
歳入合計		8,904,384	△5,704	8,898,680

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		135,551	△1,495	134,056
	1. 総 務 管 理 費	126,250	△1,495	124,755
11. 諸 支 出 金		63,492	△4,209	59,283
	1. 償還金及び還付加算金	50,901	△4,209	46,692
歳 出 合 計		8,904,384	△5,704	8,898,680

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 定 健 康 診 査 業 務	令和6年度	36,216
計		36,216

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算 (第 2 号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	6,561,180	△1,688	6,559,492
6. 繰入金	856,034	△4,016	852,018
歳入合計	8,904,384	△5,704	8,898,680

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	135,551	△1,495	134,056
8. 保健事業費	123,518	0	123,518
11. 諸支出金	63,492	△4,209	59,283
歳出合計	8,904,384	△5,704	8,898,680

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△1,495	
△1,688			1,688
			△4,209
△1,688	0	△1,495	△2,521

2. 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,561,180	△1,688	6,559,492
計	6,561,180	△1,688	6,559,492

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	675,905	△4,016	671,889
計	675,905	△4,016	671,889

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 特別交付金	△1,688	特定健康診査等負担金 △1,688

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 職員給与費等繰入金	△1,495	職員給与費等繰入金 △1,495
6. 財政安定化支援事業繰入金	△2,521	財政安定化支援事業繰入金 △2,521

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	126,250	△1,495	124,755			△1,495	
計	126,250	△1,495	124,755			△1,495	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	100,503	0	100,503	△1,688			1,688
計	100,503	0	100,503	△1,688			1,688

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 償 還 金	39,171	△4,209	34,962				△4,209
計	50,901	△4,209	46,692				△4,209

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△1,539	人件費 △1,722 一般職給 △1,539
3. 職員手当等	327	一般職員 △1,539 住居手当 △156
4. 共済費	△302	時間外勤務手当 710 期末手当 △160
12. 委託料	227	勤勉手当 △67 共済組合負担金 △302
18. 負担金、補助及び交付金	△208	負担金 △208 退職手当組合 △208 一般管理費 【国保・年金課】 227 業務委託料 227 第三者行為損害賠償求償業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	△4,209	返納金 【国保・年金課】 △4,209 償還金 △4,209 保険給付費等交付金償還金 △4,209

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 16	19,584	56,978	34,365	110,927	22,992	133,919	
補正前	(12) 17	19,584	58,517	34,038	112,139	23,294	135,433	
比 較	(0) △ 1	0	△ 1,539	327	△ 1,212	△ 302	△ 1,514	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,689	392	1,847		19
	補正前	1,689	548	1,847		19
	比 較	0	△ 156	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,801			1,004	
	補正前	2,091			1,004	
	比 較	710			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	16,108	9,845	660		
	補正前	16,268	9,912	660		
	比 較	△ 160	△ 67	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 16		56,978	29,971	86,949	19,119	106,068	
補正前	() 17		58,517	29,644	88,161	19,421	107,582	
比 較	() △ 1		△ 1,539	327	△ 1,212	△ 302	△ 1,514	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,689	392	1,067		19
	補正前	1,689	548	1,067		19
	比 較	0	△ 156	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,801			1,004	
	補正前	2,091			1,004	
	比 較	710			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	12,494	9,845	660		
	補正前	12,654	9,912	660		
	比 較	△ 160	△ 67	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(12)	19,584		4,394	23,978	3,873	27,851	
補 正 前	(12)	19,584		4,394	23,978	3,873	27,851	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			780		
	補 正 前			780		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,614				
	補 正 前	3,614				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,539	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,539	職員の変動によるもの △ 1,539 千円	
職 員 手 当	327	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	327	扶養手当 千円 住居手当 △ 156 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 710 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 160 千円 勤勉手当 △ 67 千円 児童手当 千円	

第154号議案

令和5年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第2号）

令和5年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,939千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		17,898	131	18,029
	1. 他会計繰入金	17,898	131	18,029
歳入合計		79,808	131	79,939

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		40,844	153	40,997
	1. 総 務 管 理 費	40,844	153	40,997
4. 公 債 費		551	△22	529
	1. 公 債 費	551	△22	529
歳 出 合 計		79,808	131	79,939

令和 5 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算(第 2 号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	17,898	131	18,029
歳入合計	79,808	131	79,939

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	40,844	153	40,997
4. 公債費	551	△22	529
歳出合計	79,808	131	79,939

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			153
			△22
0	0	0	131

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	16,398	131	16,529
計	17,898	131	18,029

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	131	一般会計繰入金	131

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	40,844	153	40,997				153
計	40,844	153	40,997				153

(款) 4. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	50	△22	28				△22
計	551	△22	529				△22

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		460	人件費	460
			共済組合負担金	460
10. 需 用 費		△307	一般管理費 【健康増進課】	△307
			光熱水費	△307

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		△22	市債利子 【健康増進課】	△22
			市債利子	△22

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5)		15,936	13,533	29,469	3,681	33,150	
補正前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,221	32,690	
比 較	(0)		0	0	0	460	460	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		9,754
	補正前			363		9,754
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228				
	補正前	228				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,188				
	補正前	3,188				
	比 較	0				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0)		0	0	0	0	0	
補正前	(0)		0	0	0	0	0	
比 較	(0)		0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後					
	補正前					
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(5)		15,936	13,533	29,469	3,681	33,150	
補正前	(5)		15,936	13,533	29,469	3,221	32,690	
比 較	(0)		0	0	0	460	460	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		9,754
	補正前			363		9,754
	比 較			0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	228				
	補正前	228				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,188				
	補正前	3,188				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	0千円		
職 員 手 当	0	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	0	扶養手当	千円	
			住居手当	千円		
			通勤手当	千円		
			単身赴任手当	千円		
			特殊勤務手当	千円		
			時間外勤務手当	千円		
			休日勤務手当	千円		
			夜間勤務手当	千円		
			管理職手当	千円		
			管理職員特別勤務手当	千円		
			期末手当	千円		
勤勉手当	千円					
児童手当	千円					

第155号議案

令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,297千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,400,514千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		336,430	△1,297	335,133
	1. 一般会計繰入金	336,430	△1,297	335,133
歳入合計		1,401,811	△1,297	1,400,514

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		32,635	△1,297	31,338
	1. 総 務 管 理 費	29,989	△1,297	28,692
歳 出	合 計	1,401,811	△1,297	1,400,514

令和5年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	336,430	△1,297	335,133
歳入合計	1,401,811	△1,297	1,400,514

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	32,635	△1,297	31,338
歳出合計	1,401,811	△1,297	1,400,514

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△1,297	
0	0	△1,297	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	16,152	△1,370	14,782
3. その他一般会計繰入金	16,910	73	16,983
計	336,430	△1,297	335,133

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 事務費繰入金	△1,370	事務費繰入金	△1,370
1. 職員給与費等繰入金	73	職員給与費等繰入金	73

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	29,989	△1,297	28,692			△1,297	
計	29,989	△1,297	28,692			△1,297	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	73	人件費 73 時間外勤務手当 73
12. 委託料	△1,370	一般管理費 【国保・年金課】 △1,370 業務委託料 △1,370 後期高齢者医療システム改修業務

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2	2,538	6,538	3,991	13,067	2,824	15,891	
補正前	(2) 2	2,538	6,538	3,918	12,994	2,824	15,818	
比 較	(0) 0	0	0	73	73	0	73	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	262		8
	補正前	0	336	262		8
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	703				
	補正前	630				
	比 較	73				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,718	964	0		
	補正前	1,718	964	0		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 2		6,538	3,270	9,808	2,251	12,059	
補正前	(2) 2		6,538	3,197	9,735	2,251	11,986	
比 較	(0) 0		0	73	73	0	73	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	0	336	137		8
	補正前	0	336	137		8
	比 較	0	0	0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	703				
	補正前	630				
	比 較	73				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,122	964	0		
	補正前	1,122	964	0		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(2)	2,538		721	3,259	573	3,832	
補 正 前	(2)	2,538		721	3,259	573	3,832	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	596				
	補 正 前	596				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0			
		昇給に伴う増加分	0			
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの	0 千円	
職 員 手 当	73	制度改正に伴う増減分	0			
		その他の増減分	73	扶養手当	千円	
				住居手当	千円	
				通勤手当	千円	
				単身赴任手当	千円	
				特殊勤務手当	千円	
				時間外勤務手当	73 千円	
				休日勤務手当	千円	
				夜間勤務手当	千円	
				管理職手当	千円	
				管理職員特別勤務手当	千円	
				期末手当	千円	
勤勉手当	千円					
児童手当	千円					

第156号議案

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,826,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		2,557,371	1,132	2,558,503
	2. 国 庫 補 助 金	877,014	1,132	878,146
7. 繰 入 金		1,792,519	1,982	1,794,501
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,678,608	1,982	1,680,590
歳 入 合 計		10,823,161	3,114	10,826,275

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		300,132	3,114	303,246
	1. 総 務 管 理 費	251,575	3,114	254,689
歳 出	合 計	10,823,161	3,114	10,826,275

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険システム更新業務	令和6年度	3,492
計		3,492

令和5年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	2,557,371	1,132	2,558,503
7. 繰入金	1,792,519	1,982	1,794,501
歳入合計	10,823,161	3,114	10,826,275

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	300,132	3,114	303,246
歳出合計	10,823,161	3,114	10,826,275

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,132		1,982	
1,132	0	1,982	0

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
4. 介護保険事業費補助金	0	1,132	1,132
計	877,014	1,132	878,146

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5. その他一般会計繰入金	304,557	1,982	306,539
計	1,678,608	1,982	1,680,590

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 介護保険事業費補助金	1,132	介護保険事業費補助金	1,132

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 職員給与費等繰入金	△2,844	職員給与費等繰入金	△2,844
2. 事務費繰入金	4,826	事務費繰入金	4,826

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	250,699	3,114	253,813	1,132		1,982	
計	251,575	3,114	254,689	1,132		1,982	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報	酬	△2,266	人件費 △2,844 会計年度任用職員報酬 △2,266
2. 給	料	△305	パートタイム職員 △2,266 一般職給 △305
3. 職 員 手 当 等		213	一般職員 △305 扶養手当 △20
4. 共 濟 費		△486	住居手当 △29 時間外勤務手当 630
12. 委 託 料		5,958	期末手当 △306 勤勉手当 △62 共済組合負担金 △248 健保、厚生年金保険料 △238 一般管理費 【高年介護課】 5,958 業務委託料 5,958 介護保険システム更新業務

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(75) 21	78,821	78,284	63,441	220,546	41,329	261,875	
補正前	(76) 21	81,087	78,589	63,228	222,904	41,815	264,719	
比 較	(△1) 0	△ 2,266	△ 305	213	△ 2,358	△ 486	△ 2,844	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,331	1,211	4,470		
	補正前	2,351	1,240	4,470		
	比 較	△ 20	△ 29	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	8,188			1,329	
	補正前	7,558			1,329	
	比 較	630			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	30,605	13,322	1,985		
	補正前	30,911	13,384	1,985		
	比 較	△ 306	△ 62	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 21		78,284	47,313	125,597	26,118	151,715	
補正前	() 21		78,589	46,873	125,462	26,207	151,669	
比 較	() 0		△ 305	440	135	△ 89	46	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,331	1,211	2,182		
	補正前	2,351	1,240	2,182		
	比 較	△ 20	△ 29	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	8,188			1,329	
	補正前	7,558			1,329	
	比 較	630			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	16,765	13,322	1,985		
	補正前	16,844	13,384	1,985		
	比 較	△ 79	△ 62	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(75)	78,821		16,128	94,949	15,211	110,160	
補 正 前	(76)	81,087		16,355	97,442	15,608	113,050	
比 較	(△1)	△ 2,266		△ 227	△ 2,493	△ 397	△ 2,890	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			2,288		
	補 正 前			2,288		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	13,840				
	補 正 前	14,067				
	比 較	△ 227				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 305	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 305	職員の変動によるもの △ 305 千円	
職 員 手 当	213	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	213	扶養手当 △ 20 千円 住居手当 △ 29 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 630 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 306 千円 勤勉手当 △ 62 千円 児童手当 千円	

第157号議案

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,011千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		19,997	890	20,887
	1. 診 療 収 入	3,865	6,715	10,580
	7. 繰 入 金	16,049	△5,825	10,224
2. 森本診療所収入		86,645	△215	86,430
	7. 繰 入 金	30,533	△215	30,318
3. 神鍋診療所収入		69,939	△1,064	68,875
	7. 繰 入 金	22,763	△1,064	21,699
4. 高橋診療所収入		74,903	△622	74,281
	7. 繰 入 金	29,923	△622	29,301
歳 入 合 計		297,842	△1,011	296,831

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		19,897	890	20,787
	2. 医 業 費	2,345	890	3,235
2. 森本診療所費		86,545	△215	86,330
	1. 総 務 費	48,773	△200	48,573
	4. 公 債 費	1,311	△15	1,296
3. 神鍋診療所費		69,839	△1,064	68,775
	1. 総 務 費	44,514	△1,051	43,463
	4. 公 債 費	133	△13	120
4. 高橋診療所費		74,803	△622	74,181
	1. 総 務 費	41,927	△595	41,332
	4. 公 債 費	6,407	△27	6,380
歳 出 合 計		297,842	△1,011	296,831

令和5年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	19,997	890	20,887
2. 森本診療所収入	86,645	△215	86,430
3. 神鍋診療所収入	69,939	△1,064	68,875
4. 高橋診療所収入	74,903	△622	74,281
歳入合計	297,842	△1,011	296,831

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	19,897	890	20,787
2. 森本診療所費	86,545	△215	86,330
3. 神鍋診療所費	69,839	△1,064	68,775
4. 高橋診療所費	74,803	△622	74,181
歳出合計	297,842	△1,011	296,831

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			890
			△215
			△1,064
			△622
0	0	0	△1,011

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	3,865	6,715	10,580
計	3,865	6,715	10,580

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	16,049	△5,825	10,224
計	16,049	△5,825	10,224

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	30,533	△215	30,318
計	30,533	△215	30,318

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	22,763	△1,064	21,699
計	22,763	△1,064	21,699

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険診療報酬収入	572	現年度分	572
2. 社会保険診療報酬収入	4,210	現年度分	4,210
3. 後期高齢者診療報酬収入	399	現年度分	399
4. 一部負担金収入	1,534	現年度分	1,534

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	△5,825	一般会計繰入金	△5,825

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	△215	一般会計繰入金	△215

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	△1,064	一般会計繰入金	△1,064

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	29,923	△622	29,301
計	29,923	△622	29,301

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	一般会計繰入金	△622	一般会計繰入金 △622

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	2,345	890	3,235				890
計	2,345	890	3,235				890

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	48,773	△200	48,573				△200
計	48,773	△200	48,573				△200

(款) 2. 森本診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 利 子	32	△15	17				△15
計	1,311	△15	1,296				△15

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	44,514	△1,051	43,463				△1,051
計	44,514	△1,051	43,463				△1,051

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		890	医業費 【健康増進課】	890
			消耗品費	890

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△200	一般管理費 【健康増進課】	△200
			光熱水費	△200

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		△15	市債利子 【健康増進課】	△15
			市債利子	△15

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共済費		△688	人件費	△688
			共済組合負担金	△688
10. 需用費		△363	一般管理費 【健康増進課】	△363
			光熱水費	△363

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	20	△13	7				△13
計	133	△13	120				△13

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	41,927	△595	41,332				△595
計	41,927	△595	41,332				△595

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 4. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 利子	40	△27	13				△27
計	6,407	△27	6,380				△27

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
22. 償還金、利子及び割引		△13	市債利子 【健康増進課】 市債利子	△13 △13

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
3. 職員手当等		△45	人件費	△45
			扶養手当	△45
10. 需用費		△550	一般管理費 【健康増進課】 光熱水費	△550 △550

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
22. 償還金、利子及び割引		△27	市債利子 【健康増進課】 市債利子	△27 △27

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(13) 12	8,992	45,648	50,232	104,872	15,322	120,194	
補正前	(13) 12	8,992	45,648	50,277	104,917	16,010	120,927	
比 較	0 0	0	0	△ 45	△ 45	△ 688	△ 733	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	291		1,294		30,251
	補正前	336		1,294		30,251
	比 較	△ 45		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	393			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,136	5,602			
	補正前	10,136	5,602			
	比 較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	() 6		31,139	46,167	77,306	11,185	88,491	
補正前	() 6		31,139	46,212	77,351	11,873	89,224	
比 較	() 0		0	△ 45	△ 45	△ 688	△ 733	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	291		576		30,251
	補正前	336		576		30,251
	比 較	△ 45		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	393			2,265	
	補正前	393			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	6,789	5,602			
	補正前	6,789	5,602			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(13) 6	8,992	14,509	4,065	27,566	4,137	31,703	
補 正 前	(13) 6	8,992	14,509	4,065	27,566	4,137	31,703	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			718		
	補 正 前			718		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,347				
	補 正 前	3,347				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	0千円	
職 員 手 当	△ 45	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 45	扶養手当 △ 45千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

第158号議案

令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112,549千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		98,343	370	98,713
	1. 財産売払収入	98,253	370	98,623
歳入合計		112,179	370	112,549

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 施 設 費		50,187	370	50,557
	1. 施 設 費	50,187	370	50,557
歳 出	合 計	112,179	370	112,549

令和5年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第4号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	98,343	370	98,713
歳入合計	112,179	370	112,549

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 施設費	50,187	370	50,557
歳出合計	112,179	370	112,549

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			370
0	0	0	370

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	98,253	370	98,623
計	98,253	370	98,623

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	生産物売払収入	370	電力売払収入 370 山宮地場太陽光発電 334 竹貫地場太陽光発電 36

3. 歳 出

(款) 2. 施設費

(項) 1. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	50,187	370	50,557				370
計	50,187	370	50,557				370

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
26. 公 課 費	370	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 334 消費税及び地方消費税 334 竹貫地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 36 消費税及び地方消費税 36

第159号議案

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(2) 年間総配水量	11,960,880 m ³	△ 124,440 m ³	11,836,440 m ³
(3) 一日平均配水量	32,680 m ³	△ 340 m ³	32,340 m ³
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,510,943 千円	△ 46,550 千円	1,464,393 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	2,596,193 千円	△ 37,946 千円	2,558,247 千円
第1項 営業収益	2,054,722 千円	△ 52,204 千円	2,002,518 千円
第2項 営業外収益	541,469 千円	14,258 千円	555,727 千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,224,043 千円	△ 20,632 千円	2,203,411 千円
第1項 営業費用	1,997,779 千円	△ 14,998 千円	1,982,781 千円
第2項 営業外費用	207,213 千円	△ 5,634 千円	201,579 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,543,050 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,835 千円、過年度分損益勘定留保資金 312,373 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,029,970 千円及び建設改良積立金 82,872千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,547,953 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 115,116 千円、過年度分損益勘定留保資金 312,373 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,012,888 千円及び建設改良積立金 107,576千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	955,726千円	△ 51,453千円	904,273千円
第1項 企業債	622,900千円	△ 19,300千円	603,600千円
第2項 出資金	160,198千円	△ 15,516千円	144,682千円
第3項 負担金	46,085千円	△ 5,000千円	41,085千円
第4項 補助金	126,542千円	△ 11,637千円	114,905千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,498,776千円	△ 46,550千円	2,452,226千円
第1項 建設改良費	1,515,732千円	△ 46,550千円	1,469,182千円

(債務負担行為の補正)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を、次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
水質検査業務	令和6年度	17,100千円
城山配水池耐震補強事業	令和6年度	150,000千円
城崎・港給水区配水施設整備事業	令和6年度	46,550千円
老朽管更新事業	令和6年度	138,000千円

(企業債の補正)

第6条 予算第6条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	622,900千円	603,600千円
計	622,900千円	603,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	148,193千円	1,463千円	149,656千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 予算第10条中「236,450千円」を「250,087千円」に改める。

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和5年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第2号) に関する説明書

令和5年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,596,193	△ 37,946	2,558,247			
1 営業収益	2,054,722	△ 52,204	2,002,518			
05 給水収益	1,995,040	△ 52,441	1,942,599	005 水道料金	△ 52,441	
15 その他営業 収益	59,582	237	59,819	020 他会計負担金	237	消火栓維持管理負 担金
2 営業外収益	541,469	14,258	555,727			
10 他会計補助 金	236,450	13,637	250,087	005 一般会計補助金	13,637	一般会計繰入金
17 長期前受金 戻入	258,920	621	259,541	005 受贈財産評価額 長期前受金戻入	194	
				015 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 9	
				090 その他資本剰余 金長期前受金戻 入	436	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,224,043	△ 20,632	2,203,411			
1 営業費用	1,997,779	△ 14,998	1,982,781			
10 配水及び給 水費	198,472	11	198,483	003 手当	11	期末手当 6 勤勉手当 5
20 総係費	181,231	1,452	182,683	002 給料	730	会計年度任用職員 3人
				003 手当	637	通勤手当 48 (会計年度任用職員) 時間外勤務 738 手当 期末手当 △ 149 (会計年度任用職員)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 說 明		
				節	金 額	付 記
				004 法定福利費	85	共済組合負担金 27 (会計年度任用職員) 社会(健保・厚 58 年)保険料
25 減価償却費	1,142,889	△ 16,461	1,126,428	105 有形固定資産 減価償却費	△ 16,461	建物 17 構築物 △ 1,615 機械及び装置 △ 14,848 工具器具及び備 △ 15 品
2 営業外費用	207,213	△ 5,634	201,579			
05 支払利息	150,979	△ 4,843	146,136	135 企業債利息	△ 4,843	
15 消費税及び 地方消費税	36,559	△ 791	35,768	155 消費税及び地方 消費税	△ 791	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	955,726	△ 51,453	904,273			
1 企業債	622,900	△ 19,300	603,600			
05 企業債	622,900	△ 19,300	603,600			
				005 企業債	△ 19,300	水道事業債
2 出資金	160,198	△ 15,516	144,682			
05 他会計出資 金	160,198	△ 15,516	144,682			
				005 一般会計出資金	△ 15,516	一般会計繰入金
3 負担金	46,085	△ 5,000	41,085			
15 他会計負担 金	37,085	△ 5,000	32,085			
				005 一般会計負担金	△ 5,000	消火栓新設改良負 担金
4 補助金	126,542	△ 11,637	114,905			
07 県補助金	126,542	△ 11,637	114,905			
				005 県補助金	△ 11,637	生活基盤施設耐震 化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,498,776	△ 46,550	2,452,226			
1 建設改良費	1,515,732	△ 46,550	1,469,182			
05 配水施設費	1,510,943	△ 46,550	1,464,393			
				090 工事請負費	△ 46,550	給配水管布設替

令和5年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	238,221
	減価償却費	1,126,428
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	728
	長期前受金戻入額	△ 259,541
	受取利息及び受取配当金	△ 1,000
	支払利息	146,136
	固定資産除却損	146,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 18,810
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 43,199
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,228
	小計	1,332,735
	利息及び配当金の受取額	1,000
	利息の支払額	△ 146,136
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,187,599
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,109,928
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	115,963
	負担金による収入	49,199
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,944,764
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	659,600
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 983,044
	他会計からの出資による収入	144,682
	豊岡市奨学基金への支出	△ 300
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 179,062
	資金増加額	△ 936,227
	資金期首残高	3,532,809
	資金期末残高	2,596,582

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 17	89	55,731	29,249	85,069	17,994	103,063
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 23	89	79,694	43,686	123,469	26,187	149,656
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 16	89	55,001	28,601	83,691	17,909	101,600
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 22	89	78,964	43,038	122,091	26,102	148,193
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 1	0	730	648	1,378	85	1,463
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	() 1	0	730	648	1,378	85	1,463

() 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,512			6,194
	補正前	2,352	941	1,464			5,456
	比 較	0	0	48			738
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	16,909	13,049	1,400	
	補正前		1,329	17,052	13,044	1,400	
	比 較		0	△ 143	5	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	51,453	28,483	80,025	17,135	97,160
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 20	89	75,416	42,920	118,425	25,328	143,753
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 14	89	51,453	27,734	79,276	17,135	96,411
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,963	14,437	38,400	8,193	46,593
	合 計	10	() 20	89	75,416	42,171	117,676	25,328	143,004
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	0	749	749	0	749
	資本勘定 支弁職員		() 0		0	0	0	0	0
	合 計	0	() 0	0	0	749	749	0	749

() 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,352	941	1,317			6,194
	補正前	2,352	941	1,317			5,456
	比 較	0	0	0			738
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,329	16,338	13,049	1,400	
	補正前		1,329	16,332	13,044	1,400	
	比 較		0	6	5	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員		3		4,278	766	5,044	859	5,903
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		4,278	766	5,044	859	5,903
補正前	損益勘定 支弁職員		2		3,548	867	4,415	774	5,189
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		2		3,548	867	4,415	774	5,189
比 較	損益勘定 支弁職員		1		730	△ 101	629	85	714
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		1		730	△ 101	629	85	714

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			195			
	補正前			147			
	比 較			48			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			571			
	補正前			720			
	比 較			△ 149			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	730	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	730	職員の変動によるもの 730 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 22 人 増 減 1 人
職員手当	648	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	648	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 48 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 738 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 △ 143 千円 勤勉手当 5 千円 児童手当 0 千円	

債務負担行為に関する調書

追加

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補助金	企業債	損益勘 定留保 資金	その他
水質検査業務	17,100			令和6年度	17,100				17,100
城山配水池耐震補強事業	150,000			令和6年度	150,000	37,500	62,500		50,000
城崎・港給水区配水施設整備事業	46,550			令和6年度	46,550	11,637	19,300	97	15,516
老朽管更新事業	138,000			令和6年度	138,000			138,000	

令和5年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 696,202

ロ 建 物 2,000,690

減価償却累計額 △ 1,035,378 965,312

ハ 構 築 物 34,577,532

減価償却累計額 △ 17,419,212 17,158,320

ニ 機 械 及 び 装 置 9,947,735

減価償却累計額 △ 7,148,112 2,799,623

ホ 車 両 及 び 運 搬 具 19,023

減価償却累計額 △ 18,072 951

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 99,902

減価償却累計額 △ 85,822 14,080

ト 建 設 仮 勘 定 1,170,809

有形固定資産合計 22,805,297

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権 2,268

ロ その他無形固定資産 172,876

無形固定資産合計 175,144

固定資産合計 22,980,441

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 2,596,582

(2) 未収金 410,203

貸倒引当金 △ 11,142 399,061

(3) 貯蔵品 22,284

(4) 前払金 958

(5) その他流動資産 61

流動資産合計 3,018,946

資産合計

25,999,387

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,769,416		
企業債合計		8,769,416	
固定負債合計			8,769,416
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	997,678		
企業債合計		997,678	
(2) 未払金		286,307	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,195		
ロ 法定福利費引当金	1,769		
引当金合計		10,964	
(4) その他流動負債		3,403	
流動負債合計			1,298,352
5 繰延収益			
長期前受金		11,804,365	
収益化累計額		△ 6,986,400	
繰延収益合計			4,817,965
負債合計			14,885,733

資本の部

6 資本金			7,822,527
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	161,627		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	142,425		
ロ 資産維持積立金	866,600		
ハ 当年度未処分利益剰余金	1,971,261		
利益剰余金合計		2,980,286	
剰余金合計			3,291,127
資本合計			11,113,654
負債資本合計			25,999,387

注記

I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、1,480,927千円である。

令和5年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
管渠施設事業費	814,057 千円	△ 1,520 千円	812,537 千円
処理場施設事業費	1,622,800 千円	296 千円	1,623,096 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,662,434 千円	△ 28,487 千円	5,633,947 千円
第1項 営業収益	1,819,687 千円	9,419 千円	1,829,106 千円
第2項 営業外収益	3,842,745 千円	△ 37,906 千円	3,804,839 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,969,674 千円	△ 120,353 千円	4,849,321 千円
第1項 営業費用	4,480,919 千円	△ 103,450 千円	4,377,469 千円
第2項 営業外費用	480,693 千円	△ 16,903 千円	463,790 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,532,471千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,362千円、当年度分損益勘定留保資金1,856,552千円、減債積立金570,557千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,532,559千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105,381千円、当年度分損益勘定留保資金1,797,118千円、減債積立金 630,060千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	6,147,833 千円	88 千円	6,147,921 千円
第1項 建設改良費	2,436,857 千円	△ 1,224 千円	2,435,633 千円
第2項 企業債償還金	3,710,976 千円	1,312 千円	3,712,288 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	133,156 千円	371 千円	133,527 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「2,368,507千円」を「2,377,256千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 予算第9条の次に第10条を加え、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
汚泥処理 運搬業務	令和6年度	47,000千円

令和5年11月30日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和5年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第1号)に関する説明書

令和5年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,662,434	△ 28,487	5,633,947			
1 営業収益	1,819,687	9,419	1,829,106			
10 他会計負担金	147,199	9,419	156,618			
				005 雨水処理負担金	9,419	
2 営業外収益	3,842,745	△ 37,906	3,804,839			
15 他会計補助金	2,362,457	8,749	2,371,206			
				005 一般会計補助金	8,749	一般会計繰入金
23 長期前受金戻入	1,420,611	△ 45,452	1,375,159			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	△ 44,099	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	△ 379	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	△ 974	
30 消費税及び地方消費税還付金	49,617	△ 1,203	48,414			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 1,203	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,969,674	△ 120,353	4,849,321			
1 営業費用	4,480,919	△ 103,450	4,377,469			
05 管渠費	210,997	259	211,256			
				010 給料	150	一般職員 3人
				015 手当等	57	扶養手当 59 通勤手当 △ 46 期末手当 28 勤勉手当 16
				020 法定福利費	52	共済組合負担金
10 ポンプ場費	30,233	26	30,259			
				020 法定福利費	26	共済組合負担金
15 処理場費	827,248	41	827,289			
				020 法定福利費	41	共済組合負担金
25 総係費	135,278	1,110	136,388			
				010 給料	171	一般職員 6人
				015 手当等	747	扶養手当 △ 540 住居手当 336 通勤手当 26 時間外勤務手当 782 管理職手当 181 期末手当 △ 70 勤勉手当 32

					020 法定福利費	351	共済組合負担金
					025 厚生福利費	△ 159	兵庫県退職手当組合負担金
	30 減価償却費	3,259,781	△ 104,886	3,154,895			
					175 有形固定資産 減価償却費	△ 104,886	建物附属設備 △ 1,029 構築物 △ 18,368 機械及び装置 △ 85,509 工具器具及び備品 20
	2 営業外費用	480,693	△ 16,903	463,790			
	05 支払利息	480,691	△ 16,903	463,788			
					205 企業債利息	△ 16,903	

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	6,147,833	88	6,147,921			
1 建設改良費	2,436,857	△ 1,224	2,435,633			
05 管渠施設事業費	814,057	△ 1,520	812,537			
				010 給料	△ 1,425	一般職員 3人 △ 1,345 会計年度任用職員 1人 △ 80
				015 手当等	251	扶養手当 360 住居手当 330 通勤手当 189 時間外勤務手当 520 管理職手当 △ 574 期末手当 △ 459 勤勉手当 △ 415 児童手当 300
				020 法定福利費	△ 346	共済組合負担金等
15 処理場施設事業費	1,622,800	296	1,623,096			
				015 手当等	195	時間外勤務手当
				020 法定福利費	101	共済組合負担金
2 企業債償還金	3,710,976	1,312	3,712,288			
05 企業債償還金	3,710,976	1,312	3,712,288			
				275 企業債償還金	1,312	

令和5年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	679,246
減価償却費	3,154,895
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	662
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,502
長期前受金戻入額	△ 1,375,159
受取利息及び受取配当金	△ 15
支払利息	463,788
固定資産除却損	17,381
未収金の増減額 (△は増加)	△ 12,945
未払金の増減額 (△は減少)	59,057
小計	2,983,408
利息及び配当金の受取額	15
利息の支払額	△ 463,788
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,519,635

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,404,772
有形固定資産の売却による収入	2
無形固定資産の取得による支出	△ 8,182
国庫補助金等による収入	1,751,240
他会計補助金による収入	6,050
負担金等による収入	501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,655,161

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,918,800
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,712,288
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 793,488

資金増加額	70,986
資金期首残高	2,975,442
資金期末残高	3,046,428

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	47,207	24,416	71,719	15,557	87,276
	資本勘定 支弁職員		() 7		24,362	14,086	38,448	7,803	46,251
	合 計	10	() 20	96	71,569	38,502	110,167	23,360	133,527
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 13	96	46,886	23,612	70,594	15,087	85,681
	資本勘定 支弁職員		() 7		25,787	13,640	39,427	8,048	47,475
	合 計	10	() 20	96	72,673	37,252	110,021	23,135	133,156
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	321	804	1,125	470	1,595
	資本勘定 支弁職員		() 0		△ 1,425	446	△ 979	△ 245	△ 1,224
	合 計	0	() 0	0	△ 1,104	1,250	146	225	371

()内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,111	1,002	1,633		4	3,136
	補正前	2,232	336	1,464		4	1,639
	比 較	△ 121	666	169		0	1,497
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,812	15,315	11,809	1,680	
	補正前		2,205	15,816	12,176	1,380	
	比 較		△ 393	△ 501	△ 367	300	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,411	24,032	69,539	15,151	84,690
	資本勘定 支弁職員		() 6		22,434	13,460	35,894	7,398	43,292
	合 計	10	() 18	96	67,845	37,492	105,433	22,549	127,982
補正前	損益勘定 支弁職員	10	() 12	96	45,090	23,228	68,414	14,681	83,095
	資本勘定 支弁職員		() 6		23,779	13,187	36,966	7,657	44,623
	合 計	10	() 18	96	68,869	36,415	105,380	22,338	127,718
比 較	損益勘定 支弁職員	0	() 0	0	321	804	1,125	470	1,595
	資本勘定 支弁職員		() 0		△ 1,345	273	△ 1,072	△ 259	△ 1,331
	合 計	0	() 0	0	△ 1,024	1,077	53	211	264

()内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,111	1,002	1,369		4	3,136
	補正前	2,232	336	1,389		4	1,639
	比較	△ 121	666	△ 20		0	1,497
	区分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,812	14,569	11,809	1,680	
	補正前		2,205	15,054	12,176	1,380	
	比較		△ 393	△ 485	△ 367	300	

(2) 会計年度任用職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	1		1,796	384	2,180	406	2,586
	資本勘定 支弁職員	1		1,928	626	2,554	405	2,959
	合計	2		3,724	1,010	4,734	811	5,545
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,796	384	2,180	406	2,586
	資本勘定 支弁職員	1		2,008	453	2,461	391	2,852
	合計	2		3,804	837	4,641	797	5,438
比較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員	0		△ 80	173	93	14	107
	合計	0		△ 80	173	93	14	107

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			264			
	補正前			75			
	比較			189			
	区分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			746			
	補正前			762			
	比較			△ 16			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,104	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,104	職員の変動によるもの △ 1,104 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	1,250	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,250	扶養手当 △ 121 千円 住居手当 666 千円 通勤手当 169 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 1,497 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 △ 393 千円 期末手当 △ 501 千円 勤勉手当 △ 367 千円 児童手当 300 千円	

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
汚泥処理 運搬業務	47,000			令和6年度	47,000				47,000

令和5年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和6年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,930,290
ロ 立木		41,477
ハ 建物	8,382,976	
減価償却累計額	<u>△ 3,421,775</u>	4,961,201
ニ 建物附属設備	1,145,665	
減価償却累計額	<u>△ 1,106,150</u>	39,515
ホ 構築物	105,944,277	
減価償却累計額	<u>△ 44,556,088</u>	61,388,189
ヘ 機械及び装置	32,511,731	
減価償却累計額	<u>△ 21,035,341</u>	11,476,390
ト 車両及び運搬具	8,490	
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418
チ 工具器具及び備品	67,697	
減価償却累計額	<u>△ 60,790</u>	6,907
リ 建設仮勘定		<u>2,562,350</u>

有形固定資産合計 83,406,737

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300
ロ その他無形固定資産		<u>8,823</u>

無形固定資産合計 12,123

固定資産合計 83,418,860

2 流動資産

(1) 現金預金 3,046,428

(2) 未収金 361,012

貸倒引当金 △ 10,573 350,439

(3) その他流動資産 78

流動資産合計 3,396,945

資産合計

86,815,805

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>36,638,307</u>		
	企業債合計		36,638,307	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>27,792</u>		
	引当金合計		<u>27,792</u>	
	固定負債合計			36,666,099
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,730,077</u>		
	企業債合計		3,730,077	
(2)	未払金		1,118,795	
(3)	預り金		5,861	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	9,331		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,834</u>		
	引当金合計		<u>11,165</u>	
	流動負債合計			4,865,898
5	繰延収益			
	長期前受金		63,374,606	
	収益化累計額		<u>△ 30,708,743</u>	
	繰延収益合計			<u>32,665,863</u>
	負債合計			74,197,860

資本の部

6	資本金			9,430,376
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	36,865		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		918,610	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	949,388		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,319,571</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,268,959</u>	
	剰余金合計			<u>3,187,569</u>
	資本合計			<u>12,617,945</u>
	負債資本合計			<u>86,815,805</u>

注記

I. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、25,253,674千円である。

II セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合計
営業収益	1,242,362	397,307	26,148	3,758	1,544	2,568	2,137	1,675,824
営業費用	2,348,613	1,197,088	599,932	39,017	24,720	14,901	55,882	4,280,153
営業損益	△ 1,106,251	△ 799,781	△ 573,784	△ 35,259	△ 23,176	△ 12,333	△ 53,745	△ 2,604,329
経常損益	508,375	174,841	454	9	9	73	91	683,852
セグメント資産	43,638,842	26,160,540	14,261,102	767,015	321,422	132,706	1,534,178	86,815,805
セグメント負債	38,727,724	22,967,977	11,044,176	625,939	178,155	121,793	532,096	74,197,860
その他の項目								
他会計繰入金	1,266,334	746,594	461,393	17,226	19,901	7,619	1,190	2,520,257
減価償却費	1,708,422	867,194	482,075	26,209	13,141	7,206	50,648	3,154,895
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,130	842	454	9	9	73	91	4,608
固定資産増加額	1,462,432	689,580	9,091	57,273	0	0	0	2,218,376